第17回 石巻地域合併協議会議事録

開催日 平成16年9月9日(木)

場 所 石巻ルネッサンス館 マルチ交流ホール

第17回 石巻地域合併協議会 会議録

開催日	平成 1 6	年9月9日(木)							
会 場	石巻ルネ	ペッサンス館	1階	マル	チ交	流ホール				
開会	午前9時	500分								
閉会	午後0日	寺25分								
出席者										
会 長										
土 井 喜美夫										
委 員										
松川昭	阿部	純 孝	武	者	賢	三	太	田	ᢖ	Ē
神山庄一郎	千 葉	貞 雄	髙	橋	公	広 隹	小	出	正	夫
山下壽郎	髙橋	左 文	藤	本	忠	夫	Щ	下	三和	吇
生 出 太一郎	橋浦	清 元	Ξ	浦	緫	吉	冏	部	仁	州
大橋 邦雄	今 井	多貴子	平	塚	義	兼	若	Щ	憲	彦
西條一正	酒井	一郎	高	橋	冠		佐	藤	健	児
佐 藤 功	武山	吉 夫	千	葉	五	郎	武	Щ	松	義
木 村 冨士男	渥美	義孝	遠	藤	銀	_	冏	部	敏	男
萬代壽一	石 垣	仁 一	松	田	孝	志				
幹事長										
若 山 俊 治										
副幹事長										
佐藤文志	本 木	忠義								
欠席者										
委員										
齋 藤 賢 仁										
事務局職員										
木 村 耕 二	植松	博 史		木	文		石]	文	彦
佐 藤 正 悦	木村	義則	多	田		子	斎	藤	峰	好
阿部浩樹	遠藤	正啓	及	Ш	武	彦	冏	部	健	司
佐々木 康 夫	阿部	陽一	髙	橋	真		大	塚	智	也
清 野 浩	菅 原	由行	髙	橋	修	司				
説明要員 植 松 守										

阿 部 幹 夫 小 畑 孝 志

田 代 方 政

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議事
 - (1)報告事項

報告第63号 地域イントラネット基盤施設整備事業に関する国への要望結果に ついて

報告第64号 協定項目の検証結果について

報告第65号 財政調整基金及び減債基金の新市への持ち寄りについて

報告第66号 今後各市町で予定されている事業について

(2)協議事項

協議第48号の1 消防団の取扱い(協定項目22)について

協議第50号の1 コミュニティ施策の取扱い(協定項目25-29)について

協議第51号の1 市民公益活動団体(NPO)支援の取扱い(協定項目25-32)について

協議第52号の1 地域振興施策の取扱い(協定項目25-33)について

(3)提案事項

修正提案

協議第2号の2 合併の期日(協定項目2)の修正について

協議第6号の2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目8)の修正に ついて

協議第19号の2 行政区の取扱い(協定項目23)の修正について

協議第22号の2 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)の修正について

協議第35号の2 町・字の区域及び名称の取扱い(協定項目18)の修正について

協議第36号の2 保健事業の取扱い(協定項目25-9)の修正について

協議第37号の2 環境・衛生関係事業の取扱い(協定項目25-18)の修正について

協議第38号の2 水産関係事業の取扱い(協定項目25-20)の修正について

協議第41号の2 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)の修正について

協議第45号の2 農林関係事業の取扱い(協定項目25-19)の修正について

新規提案

協議第5号の1 議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目7)について

協議第7号の1 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目11)について

協議第14号の2 地方税の取扱い(協定項目9)について

協議第49号の1 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について(その2)

協議第56号 地域審議会の取扱い(協定項目6)について

一部事務組合等の取扱い(協定項目14)について 協議第57号 協議第58号 使用料・手数料の取扱い(協定項目15)について 協議第59号 補助金・交付金等の取扱い(協定項目17)について 協議第60号 国民健康保険事業の取扱い(協定項目20)について 協議第61号 病院・診療所の取扱い(協定項目25-10)について 協議第62号 保育事業の取扱い(協定項目25-14)について 協議第63号 その他の福祉事業の取扱い(協定項目25-16)について 協議第64号 上水道事業の取扱い(協定項目25-24)について 協議第65号 防犯関係事業の取扱い(協定項目25-34)について 協議第66号 新市まちづくり計画(協定項目26)最終案について

(4)その他

- ・第18回 石巻地域合併協議会の日程(案)について平成16年9月 日() 時 分
- 5 その他
- 6 閉 会

1. 開会

司会 開会に先立ちまして、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料といたしまして、第17回協議会会議資料、第16回協議会会議録、別冊資料といたしまして協定項目検証結果表、新市まちづくり計画、参考資料といたしまして病院・診療所関係と上水道事業関係の資料をお配りさせていただいております。また、これまで御提案させていただきました案件の資料も御持参いただいていると思いますが、御確認をお願いいたします。

ただいまから第17回石巻地域合併協議会を開会いたします。

会議でございますが、委員総数37名のうち欠席の報告がございましたのは1名でございます。従いまして、本日の会議には36名の方の御出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の規定により会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

2. 会長あいさつ

司会 それでは、当協議会の会長であります土井石巻市長から御挨拶を申し上げます。 土井会長 第17回石巻地域合併協議会を開催するにあたりまして一言御挨拶を申し上 げます。

委員の皆様方には9月定例会の会期中あるいは開会を控え、何かとお忙しい中、朝早くから合併協議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、当協議会も前回の協議会におきまして事業計画そして協定項目の取扱い方針などを御承認いただき、河北町とともに新たな決意のもと再始動の体制を整えたところであります。これらを受けまして、事務方ではこれまでの協議をいかしつつも、改めて河北町の事務事業も含めた1市6町全体の視点で各協定項目の調整方針を再検証し、本日その検証結果を踏まえた提案をさせていただく運びとなりました。

いよいよ本日からは1市6町としての実質的な協議の再開となりますが、すべての協定項目が出揃った中での、当地域における将来の発展の道筋を決める仕上げの段階の協議をいただくことになります。言うまでもなく、いずれの協定項目も住民生活に直結する重要な項目でありますが、休止前も含めたこれまで行ってきた合併協議を最大限にいかしながら1市6町の団結を強める中で、さらなる信頼を築き合い、地域の将来を見据えた協議をいただくようお願いを申し上げ、開会にあたりましての挨拶と

させていただきます。

よろしくお願いをいたします。

3.会議録署名委員の指名

司会 次に、会議録署名委員の指名でございますが、指名は議長が行うこととなっておりますので、協議会規約10条第2項の規定により、これからの進行を土井会長にお願いいたします。

土井議長 それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。

はじめに、次第3の会議録署名委員の指名でございますが、会議運営規程第7条第 2項の規定に基づき、お二人を指名させていただきます。

河北町の神山庄一郎委員、河南町の大橋邦雄委員を指名いたしますのでよろしくお願いをいたします。

4.議事

(1)報告事項

・報告第63号 地域イントラネット基盤施設整備事業に関する国への要望結果について

土井議長 それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに(1)の報告事項ですが、報告第63号 地域イントラネット基盤施設整備事業に関する国への要望結果についてを事務局から報告させます。

木村事務局長 それでは、今日は大変厚い資料で恐縮でございますが、こちらの2ページ、3ページをお開きいただきます。

この案件につきましては、先の協議会で地域イントラネット基盤施設整備事業に関する国への要望活動につきまして御承認をいただきまして実施したものでございまして、その結果につきまして取りまとめてございます。これで報告させていただくものでございます。なお、時間の都合上、回答の概要のみの報告とさせていただきます。

まず、東北総合通信局長からは、平成17年度の採択に向けた事業内容、事業予算などの見直しについて支援していきたい旨の回答。それと、大臣官房政策総括官からは、地域イントラネットの施設整備事業は要望が多いこと。さらには、平成17年度の地域イントラネット事業補助金は約58億円を予定しており、全国的に要望が多い割には予

算が少ないことから、事業費を見直すことも大切である旨の回答。さらには、県の企 画部次長からは、県としても採択に向け支援していきたい旨の回答をそれぞれいただ いたところでございます。

以上、簡単でございますが報告とさせていただきます。

土井議長 ただいまの報告について、何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

- ・報告第64号 協定項目の検証結果について
- **土井会長** それでは、次に報告第64号 協定項目の検証結果についてを事務局から報告 をさせます。
- **鈴木計画・調整担当次長** それでは、協定項目の検証結果につきまして御報告させていただきますので、恐れ入ります、協議会資料の5ページをお開きいただけますでしょうか。

協定項目の検証結果総括表という資料でございます。8月19日の第16回協議会で御承認いただきました協定項目の取扱い方針に基づき、休止前の1市6町の協議会での確認済み協定項目、それから1市5町での協議会におきます確認済み協定項目をベースに、改めて河北町の事務事業の影響があるかの再検証を行いました結果をここに整理してまとめてございます。

まず、(1)確認済み協定項目のうち、修正を必要としないものでございますけれども、こちらにつきましては1市6町の合併協議で既に確認済みとなっているものを再検証いたしまして、今回そのままでよろしいのではないかという検証結果のものでございます。こちら全部で31項目ございます。このうち、網掛けが施してあるものにつきましては、前回協定項目の取扱い方針の際に、あわせまして調整類型で類型番号を振ってございまして、網掛けをかけてございましたのは、当初(2)の確認済み協定項目のうち、修正を必要とするものという分類をさせていただいてるんでございますが、検証の結果、確認済みの調整方針でかまわないということなものですから、(2)から(1)の方に移動させていただいたものでございます。こちら確認済み協定項目のうち、修正を必要としないもの31項目につきましては、既にこの協議会で確認をいただいてる調整方針に変更がないものですから、新たな提案ということは予定してございません。

続きまして、ページをおめくりいただきまして6ページを御覧いただけますでしょ

うか。こちら確認済み協定項目のうち、修正を必要とするものという分類でございますけれども、こちらにも網掛けがかかっているものがございます。このうち、行政区の取扱い、町・字の区域及び名称の取扱い、環境・衛生関係事業それから事務組織及び機構の取扱いにつきましては、当初(1)の修正を必要としないものという分類をしてございましたが、検証の結果、修正が必要ということで(2)の方にずらしてございます。それから、(8)の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、当初未提案協定項目ということで分類させていただいてございましたけども、既に休止前の段階で確認を頂戴していたものですから(2)の方に分類にさせていただいております。こういった整理を含めまして、全体では10項目になってございます。こちらにつきましては、次第で言いますと(3)提案項目の①の修正提案として整理して本日は提案させていただきたいと思います。

続きまして、(3)の未確認協定項目のうち、既に提案し、修正の必要のないものでございますけども、こちらは1市6町の休止前の合併協議会で確認には至りませんでしたけれども、提案及び説明は済んでいるものでございます。こちら1市5町の合併協議会におきましても、1市6町で提案しました調整方針とまったく変わりのないものでございます。こちら4項目ございます。こちらにつきましては、本日、次第で言いますと(2)の協議事項として整理し、提案させていただいてございます。

それから、続きましてその下の段、新規提案協定項目でございますけども、こちらの検証につきましては1市5町の調整方針との比較をさせていただいております。ただ、こちら全体で15項目ございますけれども、1市6町の石巻地域合併協議会では未提案協定項目という形でございますので、本日の次第におきましても(3)提案項目、②新規提案として整理し、提案させていただいております。なお、こちらにつきましてはこの資料では検証結果、修正の内容あるいは検証結果表では何ページに資料が付いていますよと、あるいは協議会資料では何ページに資料が付いてますよという形で整理してございます。

こちら、合計全部で60項目になります。ただ、うち社会福祉事業に関することにつきましては(1)と(2)に分けまして全部で60項目でございますので、これを一つとみれば全体としては59という形になります。

報告としては以上でございます。

土井議長 ただいまの報告について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、それでは先に進みます。

- ・報告第65号 財政調整基金及び減債基金の新市への持ち寄りについて
- ・報告第66号 今後各市町で予定されている事業について
- 土井議長 次に、報告第65号 財政調整基金及び減債基金の新市への持ち寄りについて 及び報告第66号 今後各市町で予定されている事業については関連がございますの で、一括して事務局から説明をさせます。
- **木村事務局長** それでは、7ページ以降に記載されてございますのでお開きいただきたいと思います。

この案件につきましては、休止前の1市6町の合併協議の時点で事務レベルでの素案づくりの指示を受けまして、幹事会を経て首長会で承認を得、去る7月15日開催の1市5町の協議会に、8ページの方でございますが、首長会からの発表事項といたしまして、①といたしまして、財政調整基金については、平成16年度の標準財政規模の2%。②といたしまして、減債基金については、平成15年度末普通会計地方債残高の1%を目標として、新市に持ち寄るよう努めるものとし、取りまとめ報告したものでございます。この考えに基づきまして、再度1市6町の首長会に諮りまして承認されましたことから、河北町分を追加し、改めて首長会からの発表事項として報告するものでございます。

なお、下の表にございますように平成16年度の標準財政規模、それと平成15年度末の普通会計地方債残高が確定したことに伴いまして財政調整基金、減債基金の持ち寄り目標額を改めて試算させていただいたものでございます。

次に、9ページお開きいただきます。

この案件につきましても同様に、今後の各市町で予定されている事業について取りまとめ報告したものでございますが、再度1市6町の首長会に諮り承認されましたことから、河北町分を追加いたしまして改めて報告するものでございます。

次のページをお開きいただきます。

ちょっと細かい字で恐縮でございますが、※印に、対象事業は、原則として、平成 15年度から合併時までに着手予定の全体事業費1億円以上の新規施設整備事業とし てしたためてございます。追加は河北町の道の駅整備事業等の3件、それから下の方 にございます河南町の和渕小学校の改築工事を追加してございます。 13ページをお開きいただきます。

こちらには、同事業にかかる新市における公債費の負担を表記してございます。なお、交付税で措置される事業が多いことから、併せまして内交付税措置額と差し引き所要一般財源も表記してございます。こちらにも先程の河北町の道の駅整備事業の3件を追加してございますほか、14ページには河南町の和渕小学校の改築工事を追加させていただいております。

以上、報告いたします。

土井議長 ただいまの報告について、何か御質問はございませんか。

(阿部(純)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(純)委員。

阿部(純)委員 せっかくの機会ですから。

桃生町で予定されている庁舎兼コミュニティセンターの建設事業関係ありますけれども、まだ全体事業費が確定されてないと。当然、議会にもそういった予算が計上されてないということですけれども、これから合併するにあたって大変重要な庁舎だと認識しておりますものですから、そういった意味も含めてどれくらいの規模で建設される予定なのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

土井議長 事務局の方でちょっと分からないようですので。

(平塚委員 举手)

土井議長 はい、桃牛町長の平塚委員。

平塚委員 設計事務所の方で基本設計が終わりまして、現在実施設計に入っております。 実施設計が固まらないうちでも9月議会に概算金額をお示ししたいということで、設計士にさんの方に議会前に出していただくようにお願いをしております。だいたい建築の本体、それから外構関係含めて15億円ぐらいになるのかなと。それで、うちの方は総合支所になりますので総合支所とコミュニティ施設の合築ということでございます。今度の9月議会に概算を説明するということにいたしておりますので、数字が固まり次第これに明示させていただくように進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

土井議長 分かりました。

阿部(純)委員 はい。

土井議長 そのほか、何かございませんか。

(神山委員 举手)

土井議長 はい、河北町の神山委員。

神山委員 以前にこれは1回協議になったことなので、報告第65号の件についてちょっとお伺いしておきたいと思いますが。

ここに、②番の持ち寄る金額については努めるというような表現がなっておりますが、前の前段の2%、1%に対しての不確定な数値というようにみていいのかどうか、その辺だけ確認しておきたいと思います。

木村事務局長 この件につきましては、前回の段階では努力目標として持ち寄るという ふうな取りまとめをしていただいたかに思っております。ですから、あくまでも努力 目標というふうな位置づけでございます。

土井議長 はい、よろしいですか。

神山委員 はい。

土井議長 そのほか。

(三浦委員 举手)

- 土井議長 はい、三浦委員。
- **三浦委員** この今後各市町で予定されている事業計画一覧ということでありますけれ ど、石巻市は「該当なし」となってますし、雄勝町もだいぶ金額が少ない、桃生町も 少ないということでありまして、どうもちょっと理解できない一面もあるので、なん でなんだろうなと。これで本当にいいのかなという思いもあるので、この辺をちょっ と説明、やるものないのか。
- **土井議長** よその町のことはちょっと分からないんですけれども、石巻市のことについてお話します。

計画だけいっぱい出しても、財政が厳しいときには出すよりも実現する方が大切ですから、実現可能なやつだけを出したということ。ですから、石巻市は少し遠慮してみんなのためにまとめてやろうということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

- 三浦委員 市長が変わっても同じ考えに立つんですか。
- **土井議長** それはその時点の執行者がどう考えるかでしょうが、その精神を尊重しても らうという形になると思いますので。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 うちの方の、先程申し上げた庁舎の件ですが、庁舎建設基金それから財調等で充当するということで、起債は御心配ございませんので。

土井議長 桃生町が一生懸命貯めてることはみんな知ってますから。

(三浦委員 举手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 質問が終わったわけではなかったんですが、一汽車遅れてますけども、先程 の提案の仕方、私は1回でこれを提案するのではなくして3回ぐらいに分けてやるの が河北町のためになるんではないかなという思いがあるんです。だから、1市5町は 所詮1市5町で、いまは1市6町なんです。ですから、やはり1市6町に入ったなら ば原点から確認し合うということが私は一番大切なことだとも思ってますので、一応言っておきます。

土井議長 一応お聞きしておきます。

真剣に聞いておきます。

そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、報告事項を終わります。

(2)協議事項

- ・協議第48号の1 消防団の取扱い(協定項目22)について
- **土井議長** 次に、議事の(2)協議事項に移ります。

協議第48号の1 消防団の取扱い(協定項目22)についてを議題といたします。 16ページをお開き願います。

この案は、先程の検証結果の報告にもありましたように、2月26日開催の第11回協議会で継続協議としていたものでございます。調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第48号の1につきましては、原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 土井議長 御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。
 - ・協議第50号の1 コミュニティ施策の取扱い(協定項目25-29)について
- **土井議長** 次に、協議第50号の1 コミュニティ施策の取扱い(協定項目25-29) についてを議題といたします。

17ページをお開き願います。

この案件も、第11回協議会で継続協議としたものでございます。調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言ございませんか。 (「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第50号の1につきましては、原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

- **土井議長** 御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。
 - ・協議第51号の1 市民公益活動団体(NPO)支援の取扱い(協定項目25-32)について
- 土井議長 次に、協議第51号の1 市民公益活動団体(NPO)支援の取扱い(協定項目25-32)についてを議題といたします。

18ページをお開き願います。

この案件も、第11回協議会で継続協議としたものでございます。調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言ございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第51号の1につきましては、原案どおり本日付けで確認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

- **土井議長** 御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。
 - ・協議第52号の1 地域振興施策の取扱い(協定項目25-33)について
- 土井議長 次に、協議第52号の1 地域振興施策の取扱い(協定項目25-33)について

を議題といたします。

19ページをお開き願います。

この案件も、第11回協議会で継続協議としたものでございます。調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言ございませんか。 (「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第52号の1につきましては、原案どおり本日付けで確認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。

(3)提案事項

修正提案

- ・協議第2号の2 合併の期日(協定項目2)の修正について
- ・協議第6号の2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目8)の修正 について
- ・協議第19号の2 行政区の取扱い(協定項目23)の修正について
- ・協議第22号の2 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)の修正について
- ・協議第35号の2 町・字の区域及び名称の取扱い(協定項目18)の修正について
- ・協議第36号の2 保健事業の取扱い(協定項目25‐9)の修正について
- ・協議第37号の2 環境・衛生関係事業の取扱い(協定項目25-18)の修正について
- ・協議第38号の2 水産関係事業の取扱い(協定項目25-20)の修正について
- ・協議第41号の2 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)の修正ついて
- ・協議第45号の2 農林関係事業の取扱い(協定項目25-19)の修正について

土井議長 次に、議事の(3)提案事項に移ります。

提案事項につきましては、先の協議会において御承認いただきました協定項目の取扱い方針に基づき、事務局において修正提案分10項目と新規提案分15項目に整理いたし、事前提案とするものであります。

はじめに、①の修正提案としました協議第2号の2 合併の期日(協定項目2)の 修正についてから協議第45号の2 農林関係事業の取扱い(協定項目25-19)の修正 についてまでの10項目につきましては、当協議会において既に確認済みとなっている 項目の修正提案でありますので、一括して議題といたします。

事務局から説明をさせます。

鈴木計画・調整担当次長 それでは、(3)提案事項の①修正提案につきまして、一括して修正個所を中心に説明させていただきたいと思いますので、恐れ入ります、別冊資料でございます協定項目検証結果表というのをお手元に準備いただけますでしょうか。

それでは、まずページをおめくりいただきまして1ページ御覧いただけますでしょうか。

合併の期日(協定項目2)でございます。こちら、休止前の協議会におきましては、合併特例法の改正案がまだ可決成立しておりませんでしたので、法案改正を念頭におきました調整方針としていたものでございます。こちら、法案が5月19日に可決成立いたしておりまして、さらに5月26日に公布されてございます。これらを踏まえまして、1市5町の合併協議会におきましてはストレートに合併期日は平成17年4月1日とするという調整方針案で御確認いただいておりますが、今回修正後につきましても、合併の期日は平成17年4月1日とするという内容で修正提案させていただくものでございます。

以上が、検証結果及び修正内容でございますけども、本体の協議会資料では20ページ以降に添付してございます。

続きまして2ページの方に目を移していただきまして、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目8)でございます。こちら修正個所につきましては、2の農業委員会の選挙による委員の定数の関係でございます。まず、修正個所といたしましては休止前と同じように構成市町関係は1市6町といたしますけども、下線部分でございます。農業委員会の選挙による委員につきましては、1市6町でも1市5町の規模でも80人以内と法令で定められてございます。1市5町では現在の人員が80名以内でございましたので、休止前の調整方針の下線部分をカットさせていただいてございます。ただ、1市6町になりますと現人数が80名を超えますので、修正します調整方針としましては、休止前と同じ調整方針に戻るということでございます。休止前と同じ調整方針で今回提案させていただくものでございます。それから3番目の、合併後最初に行われる選挙による委員の定数の関係でございますけれども、まず前段部分は休止前と同じでございます。下線部分につきましては、1市6町の調整方針では「選

挙区のみ」の表現をとってございましたけども、修正後では選挙区及び定数を明示した形の調整方針として修正させていただいてございます。例えば、第1選挙区につきましては、休止前は「第1選挙区は現在の石巻市及び牡鹿町の区域」という区域だけを記述してございましたけども、修正後は「第1選挙区は石巻市及び牡鹿町の区域とし、定数は9人」ということで、定数分も加えて記述させていただいたのが主な修正内容でございます。ページをおめくりいただきますと、3ページでございますが、4の新市の農業委員会の選任による委員の数でございますけども、こちらは法令事項ということで協定項目からは削除させていただいてございます。それから、5の新市の農業委員の部会に関することにつきましては、農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農地部会が任意設置となったことから、部会設置に関しては新市の農業委員会で決定した方がよろしいのではないのかということで、この項目自体を削除させていただいた修正内容でございます。

以上が、検証結果及び修正内容でございまして、協議会資料におきましては23ページ以降に資料を添付させていただいてございます。

続きまして4ページに目を移していただきますと、行政区の取扱い(協定項目23)でございます。まず最初に、修正個所は1の行政区の区域についてでございますけども、こちらは桃生町と河南町からの協議による申し入れということで、修正後の下線部分、ただし、桃生町神取下行政区のうち「西八反崎地区」は、河南町「和渕町上行政区」に編入するという修正内容を提案させていただくものでございます。また、2番目の行政区名につきましては、河北町の復帰というよりはむしろ分かりやすい表現に文言を修正させていただくものでございます。休止前は、同一の名称を有する行政区については当該名称の前に旧町名等を付して区分し、また、数字で冠記している行政区名については合併時までに調整する、という調整方針の文言としてございましたけども、今回、ただし、同一の名称を有する行政区及び数字で冠記している行政区名等については、旧町名を付すなど、新市において混乱が生じないよう、合併時までに調整する、という修正内容で提案させていただいてるものでございます。

主な検証結果及び修正内容は以上でございまして、協議会資料におきましては27ページ以降に資料を添付させていただいてございます。

5ページをおめくりいただけますでしょうか。消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)でございます。こちらの修正個所につきましては、2の災害発生時におけ

る対策本部に関するものでございます。休止前では、本庁には災害対策本部を設置しと、その次、「現地」というところに下線が引いてございますけども、こちら組織機構が確定いたしまして現在の役場に総合支所を置くということになっているものですから、「現地」を「総合支所」という言葉に変更して修正させていただくものでございます。6ページには、総括表にございます具体の調整内容の変更個所をお示ししているものでございますが、まず3の対策本部関係につきましてはただいま説明したとおりでございます。7の避難所につきましては、新市の防災計画において「設置」という文言で休止前は調整方針を表してございましたけども、こちらを「指定」という言葉に修正させていただきまして今回提案させていただくものでございます。

以上が、消防防災関係事業の検証結果及び主な修正個所でございます。こちら協議 会資料では33ページ以降に添付させていただいてございます。

恐れ入ります、8ページをお開きいただけますでしょうか。続きまして、町・字の区域及び名称の取扱い(協定項目18)でございます。こちら修正個所は、休止前のところで河北町云々のところで下線が引いてございますけれども、こちらは1市5町の合併協議会ではこの項目を削除してございますけども、河北町復帰によりまして休止前と同じ調整方針に戻すものでございます。それから、下にまいりまして牡鹿町分の修正ということで変更理由を記してございますけども、牡鹿町の町・字の関係で下線が引いてございます。休止前の方は、また「字給分村」、「字浜前原」という文言でございましたけれども、今回修正後につきましては、「字村」というものを追加させていただいてございます。その続きでございますけれども、それぞれ「給分」、「前原」に「小渕」というものも追加いたしまして今回提案させていただいてございます。ページをおめくりいただきますと、9ページ、10ページにつきましては総括表にございます具体の調整方針の変更個所でございますけども、内容的にはただいま御説明いたしました協定項目、調整方針の修正内容と同じでございます。

以上が、検証結果及び修正内容でございます。協議会資料では、町・字の区域及び 名称の取扱いにつきましては39ページ以降に添付させていただいてございます。

続きまして、11ページでございます。保健事業の取扱い(協定項目25-9)につきましては、基本的には河北町の復帰によりまして休止前と同じ調整方針に戻すものでございます。具体的には、母子保健の(2)の母子保健連絡協議会が河北町のみの組織だった関係上、1市5町合併協議会ではその文言を全部削除してございましたが、今

回休止前の調整方針に戻すものでございます。4の地域保健関係も、後段で母子保健 連絡協議会というものが出てくるものですから、休止前と同じ調整方針に戻すもので ございます。12ページの方には、総括表の具体の調整内容の変更個所を記述してござ います。12ページ下段の母子保健連絡協議会に関しましては、先程説明したとおりで ございます。あと修正個所といたしましては、恐れ入ります16ページまでとびます。 16ページ、子宮がん検診に関することに修正がございます。こちらにつきましては、 河北町の事務事業の関係ではなく厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診 実施のための指針」が一部改正されていることによる修正でございます。休止前、1 市5町とも対象者は現行のとおり、現行のとおりというのは30歳以上という表現でご ざいます。こちらを指針の改正に合わせまして、対象者は20歳以上の女性と変更させ ていただくものでございます。30歳から20歳に変更するものでございます。ページを おめくりいただきますと17ページ、下の方に前立腺がん・腹部超音波検診に関するこ とという項目がございます。こちらにつきましては、腹部超音波検診が河北町のみの 実施だった関係上、1市5町ではこの部分を削除してございますけども、今回休止前 の調整方針に戻しまして腹部超音波検診関係の文言も加えたものでございます。18ペ ージに目を移していただきますと、4地域保健の健康づくり協議会に関することにつ きましては、河北町のみに設置されてございます母子保健連絡協議会の関係の記述が ある関係上、休止前と同じ調整方針に戻すものでございます。

以上が、保健事業の取扱いの検証結果及び主な修正内容でございます。保健事業に 関します協議会資料につきましては44ページ以降に添付させていただいてございま す。

続きまして、21ページを御覧いただけますでしょうか。環境・衛生関係事業の取扱い(協定項目25-18)でございます。こちらは7番の斎場・火葬場の関係でございますけども、使用料関係で牡鹿町の火葬場条例の改正によりまして、使用料が石巻市と同額になってございます。従いまして、休止前の調整方針では、石巻市の例を基本に調整するという文言でございますが、1市5町段階では石巻市・牡鹿町の例を基本に調整するという調整方針の文言に修正してございます。修正後につきましては1市5町と同じ、石巻市・牡鹿町の例を基本に調整する、という内容で修正提案させていただくものでございます。ページをおめくりいただきまして23ページ、24ページには総括表の具体の調整内容の変更個所を記述してございますけども、ただいま申し上げま

した火葬場の使用料関係のみの修正でございます。

以上が、環境・衛生関係事業の取扱いに関します検証結果及び主な修正内容でございます。協議会資料では75ページ以降に資料を添付させていただいてございます。

恐れ入ります、またページをおめくりいただきまして25ページ、水産関係事業の取 扱いについて(協定項目25-20)でございます。こちら調整方針につきましては、休 止前も1市5町につきましても変更はございません。ただ、総括表の具体の調整内容 で変更が生じてございます。内水面漁業振興に関することでございまして、委託先の 関係の記述でございますけども、指定管理者制度の創設など公の施設の設置にかかり ます地方自治法の改正がございました。これを受けまして、現行のさけふ化場の管理 運営方法の見直しが必要となりますので、合併時までに管理委託の取扱いを含めまし た事業内容全般の調整を行うために、基本的には1市5町の合併協議会におきまして は、休止前の調整方針では、委託先の選定方法については合併時までに、事業規模に ついては新市において調整する、という調整方針を、事業内容については、合併時ま でに調整する、ということで修正の調整方針を示させていただいております。今回の 修正後の石巻地域合併協議会の具体の調整方針につきましては、この1市5町の合併 協議会の調整方針をいかさせていただいた内容で修正提案させていただきたいと考 えてございます。従いまして下線部分につきましては、事業内容については、合併時 までに調整する、という内容で修正提案をさせていただきたいと考えてございます。 ページをおめくりいただきますと27ページは修正ございません。

以上が、水産関係事業の検証結果及び修正内容でございます。協議会資料では91ページ以降に資料を添付させていただいてございます。

続きまして、28ページ御覧いただけますでしょうか。事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)でございます。こちらにつきましては、休止前の石巻地域合併協議会におきましては2回に分けて提案させていただいてございました。一方、石巻地域1市5町合併協議会におきましては統合して提案させていただいてございます。今回の修正後の提案方法につきましても、統合後の調整方針で提案させていただきたいと考えているものでございます。基本的には前文の修正、それから項目立てとして基本的事項、それから個別整備方針という項目立てをさせていただいてるものでございます。30ページには総括表の修正内容が記述してございます。30ページでは附属機関、こちら構成市町1市6町、1市5町という表現部分を、河北町復帰によりまして休止前と同じ

1市6町で云々という文言の修正をさせていただいてるものでございます。

以上が、事務組織及び機構の取扱いの検証結果及び修正内容でございます。協議会 資料では103ページ以降に資料を添付させていただいてございます。

続きまして、31ページを御覧いただけますでしょうか。農林関係事業の取扱い(協 定項目25-19) でございます。具体の修正個所は、(3)地域水田農業ビジョン及び地 域水田農業推進協議会に関することでございます。こちらにつきましては河北町の復 帰云々の関係ではなく、変更理由に書いてございますとおり、ビジョンが既に平成 16年4月1日段階で策定済みであること。それから、協議会に関することにつきまし ては県からアドバイスがありまして、それを受けた修正をさせていただいてございま す。県の具体的なアドバイスといたしましては、1つはビジョンは3年更新であるこ と。2つとしては、ビジョンは当面は現行のとおり引き継ぐという調整方針としてい ること。それから3点目としては、合併時の無用の混乱を避けるためにその協議会に つきましては3年間はそのまま引き継いだ方がいいのではないのかというアドバイ スを頂戴しているようでございます。それを受けまして、修正の調整方針といたしま しては、地域水田農業ビジョン、地域水田農業推進協議会については、現行のとおり 新市に引き継ぐ、という修正内容で提案させていただいてございます。それから、(7) の堆肥センターの管理運営につきましては、先程水産関係事業等で御説明したとおり 公の施設に関します地方自治法の改正を受けまして、1市5町段階で、堆肥センター の管理運営については、合併時までに調整する、という内容の修正を施してございま すが、修正後の石巻地域合併協議会におきましても、この1市5町合併協議会の調整 方針の内容で修正提案をさせていただきたいと考えているものでございます。32ペー ジの方には高齢者等肉用牛導入貸付事業関係の記述でございますけれども、こちらに つきましては河北町の復帰によりまして休止前と同じ調整方針に戻すというもので ございます。ページをおめくりいただきますと33ページ、こちらは総括表の具体の調 整内容の検証結果及び修正個所をお示ししているものですけれども、(3)の水田農業 構造改革対策につきましては先程御説明したとおり。34ページの(9)堆肥センターに つきましても、先程御説明したとおりでございます。それから、その他の家畜導入事 業につきましても高齢者等肉用牛導入貸付事業につきましては、休止前と同じ調整方 針に戻すというものでございます。

以上が、農林関係事業の取扱いにつきます検証結果及び修正内容でございます。協

議会資料では108ページ以降に資料関係を添付させていただいてございます。

恐れ入ります、34ページの協定項目の番号でございますが25-33とございますけども、恐れ入ります、25-19の間違いでございます。謹んでお詫びして訂正方お願いいたします。次のページの、35ページの一番上の方に協定項目の番号という欄がございますけども、こちらも25-33と書いてござますけども、こちら25-19の誤りでございました。誠に申し訳ございませんでした。

以上が修正提案、協議第2号の2 合併の期日(協定項目2)の修正についてから協議第45の2 農林関係事業の取扱い(協定項目25-19)の修正についてまで一括して修正個所を中心に御説明させていただきました。

よろしく御審議をお願いいたします。

土井議長 ただいま事務局より説明がありましたが、本10項目について一括して御質問または御意見はございませんか。

(太田委員 挙手)

土井議長 はい、河北町長の太田委員。

太田委員 4ページの具体的確認でございますが、本町が加入させていただいたために 重複している行政区の発生、この中で例を挙げていただきまして、この行政区だけが 河北町の名前が残るのかどうか、あるいは相手様の町が町名が入っているためにこれ までどおりでいいのか、この辺をお願いしたいと思います。

植松総務専門部会長 お答えいたします。総務部会長の石巻市の植松でございます。

ただいま同一名称、町名、行政区となっている部分ということで御質問ございましたけども、例えば同じ行政区の名前で河北町と河南町で「本町」「沢田」「新田」、それから河北町と北上町の中で「本地」、それから雄勝町と北上町では「大須上」「大須下」これらがございます。具体的にはどういうふうにしたかと申しますと、本町につきましては、河北町については「飯野川本町」、それが河南町の方ではそのまま旧町名は冠記せず「本町」、それから河北町の「沢田」は「沢田崎山」、それから河北町の「新田」の方は「飯野新田」というふうに現在使われてるというか、地域で既にこの名称の方が一番親しまれているという名称をそのまま同じ行政区の場合は冠記しております。それから、河南町については先程御説明申し上げましたとおり「本町」「沢田」「新田」については旧町を冠記しておりません。それから、「本地」でございますが河北町の場合は「飯野本地」、それから北上町の場合は「橋浦本地」という

ふうにそれぞれ冠記しております。それから「大須上」「大須下」でございますが、 雄勝町の場合は「雄勝大須上」「雄勝大須下」、北上町の場合は「橋浦大須上」「橋 浦大須下」というふうにそれぞれ区分させていただいております。

以上でございます。

土井議長 よろしいですか。

太田委員 了解。

土井議長 ほかに質問等はございませんか。

(三浦委員 举手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 質問ではないですけれども、説明を受けましてやはり大変な事務量だなと思いまして、事務の方々に心から感謝を表します。終わりです。

(大橋委員 挙手)

土井議長 はい、河南町の大橋委員。

大橋委員 農業委員会の項目なんですけれども、調整方針につきましては一度確認して おりますので問題ないかと思うんですけれども、先般各市町の委員会で意見集約をさ れたかと思うんです。その中で要望という形で申し合わせ事項が取りまとめられるか と思うんですけれども、その辺幹事会の方で意見がありましたらお願いしたいと思います。

阿部産業部会員 ただいまの御質問にお答えします。

申し合わせ事項の内容につきましては、今回選挙による農業委員の選出につきまして雄勝町、牡鹿町が、たぶん選挙になったら選挙による農業委員が選出されないんではないかという部分が各農業委員会からありまして、その辺について議会選出の推薦委員があるわけでございますが、その方で考慮してもらいたいということで各農業委員会から意見が取りまとまったわけでございます。それにつきましては、これから各農業委員会で市長、町長、議長に要望、要請、合併前とさらに合併なってからそういう要望活動をするということでそれぞれの農業委員会で確認したところでございます。それで幹事会の方については改めて御報告はしませんでした。

以上でございます。

土井議長 よろしいですか。そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、本10項目については次回まで継続協議とすることでよろ しいですか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは、協議第2号の2から協議第45号の2の10項目は継続協議といたします。

新規提案

・協議第5号の1 議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目7)について 土井議長 次に、②の新規提案に移ります。

協議第5号の1 議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目7)についてを議題といたします。

事務局から説明をさせます。

植松総務担当次長 それでは、一番厚い資料の123ページをお開きいただきたいと思います。

123ページにつきましては、協議第5号の1ということで議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目7)について御提案申し上げるものでございます。この案件につきましては、休止前の1市6町の合併協議会、第2小委員会に付託していた項目でございますが、去る8月19日の第16回協議会におきまして第2小委員会への付託は取り下げるということにいたしておりましたので、調整方針といたしましては今回新規提案とするものでございます。なお、1市5町の合併協議会でこの項目につきましては既に御確認いただいておりますが、今回御提案する調整方針につきましてはその内容を検証させていただきまして、同じ内容で提案するものでございます。

123ページの調整方針には、主に4点で取りまとめてございます。1つ目が市町村の合併の特例に関する法律第6条、いわゆる合併特例法によります第6条の第1項につきましては定数特例でございまして、及び第7条第1項の規定による特例、これにつきましては在任特例でございますが、これらの2つの特例につきましては両方適用しないということに1市5町の協議会でなっておりましたので、今度の提案につきましても同じ内容で提案させていただきたいという内容のものでございます。2つ目につきましては、地方自治法第91条第7項に定める新市の議会の議員の定数は34人とする、というものでございまして、人口10万人以上から人口に20万人未満の団体の議員の数の上限であります34人を調整方針とするものでございます。それから、3つ目が

公職選挙法第15条第6項に規定いたします選挙区は設けないというもので、公職選挙法につきましては配置分合の際につきましては選挙区を設けることができるという内容のものでございますが、これにつきましても1市5町の協議会の段階で選挙区は設けないということにいたしておりましたので、今回同じ内容で御提案申し上げるものでございます。それから、4つ目の項目につきましては議員の報酬の額でございますが、報酬の額につきましては、現行の額及び同規模の自治体の例をもとに合併時までに調整するという内容の調整方針とさせていただきたいと思います。

説明につきましては以上でございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

土井議長 ただいま事務局より説明がありましたが、本件について御質問または御意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、本件については次回まで継続協議とすることとしてよろ しいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

- **土井議長** それでは、協議第5号の1は継続協議といたします。
 - ・協議第7号の1 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目11)について
- 土井議長 次に、協議第7号の1 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目11) についてを議題といたします。

事務局から説明をさせます。

植松総務担当次長 それでは、124ページをお開きいただきたいと思います。

協議第7号の1 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目11)につきまして御説明申し上げます。この案件につきましても以前第2小委員会に付託していた項目でございますが、調整方針としては今回新規提案とするものでございます。1市5町の協議会で既に確認をいただきました内容を検証させていただきまして、今回同じ内容で提案するものでございます。

項目といたしましては4点でございまして、まず第1点目が、市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。いわゆる合併前日に失職することになりますが、なお調整方針の原文には書いてございませんが、失職する首町の処遇は行わないという内容を含んでございます。2つ目が、行政委員会等の非

常勤の委員の定数、任期等については、これも各法令の定めるところによる。ただし、 監査委員の定数につきましては、現在各構成市町とも2名でございますが、監査の強 化という意味も含めまして、定数は新市におきまして3人とする。それから、固定資 産評価審査委員会の委員の定数は、法令では3名以上となっておりますがこれは6人 とするというものでございます。それから、3つ目の項目は、法令または条例等で定 める審議会・委員会等、いわゆる附属機関等の非常勤の特別職の職員の記述でござい ますが、これらにつきましては、構成、定数、任期について合併時までに調整する、 というものでございます。4つ目の、特別職の給料及び報酬の額につきましては、先 程の議員等と同じように現行の額並びに同規模の自治体の例をもとに合併時までに 調整する、という内容でございます。

以上、調整方針の御説明でございましてよろしく御審議のほどお願い申し上げます。 **土井議長** ただいま事務局より説明がありましたが、本件について御質問または御意見 はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、本件については次回まで継続協議とすることとしてよる しいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

- 土井議長 それでは、協議第7号の1は継続協議といたします。
 - ・協議第14号の2 地方税の取扱い(協定項目9)について
- 土井議長 次に、協議第14号の2 地方税の取扱い(協定項目9)についてを議題とい たします。

事務局から説明をさせます。

鈴木計画・調整担当次長 それでは、協議第14号の2 地方税の取扱い(協定項目9) につきまして御説明させていただきます。こちらにつきましては検証結果総括表に検証結果ございますので、恐れ入ります、また協定項目検証結果表をお手元に取っていただきまして、36ページお開きいただけますでしょうか。検証結果表36ページ以降につきましては、休止前の1市6町の合併協議会ではまだ調整方針が確認済みとなってございませんので、つくりといたしましては1市5町合併協議会におきます調整方針との比較という形で比較表を作成させていただいてございます。

まず、前段部分の修正内容につきましては1市5町という表現を1市6町という表

現に直したものでございます。個人市町村民税及び法人市町村民税の調整方針につきましては、1市5町と同じ内容で提案させていただいてございます。それから、3の固定資産税につきましては、構成市町部分は1市6町と修正させていただいてございます。(2)の納期関係は、1市5町と同内容で提案させていただいてございます。(3)の地籍調査につきましては、1市6町でまだすべて地籍調査完了していないのが石巻市及び河北町のみでございまして、1市5町との比較では河北町分も追加いたしまして、(3)の地籍調査については、石巻市は合併後10年を目途に、河北町は平成18年度に完了させることとし、課税については合併後5年以内に調整する。その間は、旧地籍の内容により課税する、という内容で提案させていただいてございます。4の特別土地保有税に関しましては、1市5町との比較では河北町分を追加して、例の統一の部分に追加してございます。5の鉱産税につきましては、1市5町の調整方針と同内容で提案させていただいております。以下、ページをおめくりいただきますと6の都市計画税、7の水利地益税、8の軽自動車税、9の入湯税、こちらにつきましてはいずれも1市5町の調整方針と同じ内容で提案させていただいてございます。

38ページに目を移していただきますと、総括表の調整の具体的内容の修正内容でございます。1の個人市町村税、2の法人市町村民税とも構成市町の表現を1市5町から1市6町に変更いたしまして、1市5町の協議会の調整方針をもとに提案させていただいてございます。3の固定資産税でございますけれども、税率につきましては1市5町を1市6町に修正しただけでございます。地籍調査後の課税地籍につきましては、先程説明したとおりの修正でございます。4の特別土地保有税につきましては、先程説明したとおりの修正でございます。4の特別土地保有税につきましても、河北町を含めただけでございます。ページをおめくりいただきまして6、7は修正がなく、8の軽自動車税につきましては、構成市町1市5町という部分を1市6町という表現に修正させていただきまして今回新たに提案させていただくものでございます。

主な1市5町との比較の修正内容、検証結果は以上のとおりでございますが、本体の資料につきましては125ページ以下に添付させていただいてございます。

修正個所を中心に説明させていただきましたが、よろしく御審議お願いいたします。 **土井議長** ただいま事務局より説明がありましたが、本件について御質問または御意見 はございませんか。

(神山委員 挙手)

土井議長 はい、河北町の神山委員。

神山委員 これはかねてから、地方税の固定資産税の(3)の地籍調査についてでございますが、本町の特別委員会が申し入れも以前にしているわけでございますが、それらが調整方針としてこのような文章になっておるということについて確認させていただきたいと思うわけでございますが、石巻市は合併後10年を目途にと、河北町は平成18年に完了させると、課税についての合併後5年以内に調整する。この10年と平成18年というのは来年から3年間、それを5年以内に調整するというのは物理的にどういう理屈になるのか。この辺が、文章として非常に鮮やかな文章だけれども、これはどうも理解に苦しむ。そのように思うわけなんですが、これを実務的にどのようになるのか一応説明願います。

菅原財務専門部会長 それでは、財務部会の方から御説明を申し上げます。

石巻市が合併後10年を目途にと、それから河北町が平成18年完了というふうなこの 文言の主語は地籍調査の調査でございます。それから、課税については合併後5年以 内に調整をするというふうなことでございまして、これまでの経過を申し上げますと、 河北町では平成17年から平成18年頃に調査の完了があるというふうなことでござい ました。そして、石巻市につきましてはこれまでの計画で申し上げますと平成35年頃 に完成の予定で進めてまいりました。そういった関係で、あまりにも長いというふう なことでいろいろ部会で検討された中では、石巻市は10年間を詰めると、これは相当 な事業費もかかりますことから10年は詰めさせていただくということにしましたが、 その課税の時期については、あくまでここでの表現の内側にあるものは、合併後5年 以内に石巻市については調査の終った部分について課税を検討すると。それから、河 北町については平成18年に終わりますので、この部分については5年以内にその課税 の時期を検討するというふうなことでございまして、現実を申し上げますと課税につ いては評価替えの年に課税をしなければならないということになってますから、合併 後の評価替えの年として申し上げますと平成18年と平成21年ということになります。 そうした場合、一番近いので平成18年ですが平成18年は無理だろうと。そうしますと、 平成21年の評価替えの年までに調整をするというふうな考え方で取りまとめたもの でございます。

土井議長 よろしいですか。

神山委員 はい、分かりました。

土井議長 そのほかございませんか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 石巻市が合併後10年を目途にと書かってますけれども、こういうものこそ私 は事業として取り上げて、ある程度もっと短時間に終るように取り組むべきじゃない のかなと。今時代こういう地籍調査も終っていないなんてよほど遅れていますよ。悪 いですけどもね、松川委員。ですからこういうものこそ事業計画に入れて出してくる べきではなかったのかなと、それが該当なしとなっていたりするものでなんだろうな と思うところもあるので、と思います。

菅原財務専門部会長 今のお話でございますけれども、この地籍調査は国の国家事業でございまして、国が補助金を出して事業の実施をさせるというふうなシステムになっております。それで、年間の割り振りがございまして宮城県には宮城県の枠がございます。我々も検討する際に宮城県の方に内々協議をしておりますが、これを10年間、いわゆる35年を25年に詰めるというふうなことも相当至難の業ですよというふうなお話は受けております。しかしながら、今後の宮城県への要請等によって20年を10年に詰めるというふうなことも、それから国の補助の枠もいただきながらというふうなことでございましたので、ぜひその辺御理解をいただきたいというふうに思います。

土井議長 よろしいですか。

三浦委員 もっと言いたいんですけれどもいいです。

(髙橋(公)委員 挙手)

土井議長 はい、髙橋(公)委員。

高橋(公)委員 ただいまの評価替えの年月ですか、3年ごとにあるという意味ですか。 そうすると、河北町の場合は終ったときから、いわゆる平成18年、平成21年終わった 時点で法的な評価を得て課税をするというのはよろしいかと思いますが、石巻市の場 合でも10年という目標が定まっているのであれば、その時点10年が該当する時期から 課税すると、むしろはっきりした方が、終った分についてそのようにしていった方が 相対的に新市の調和が取れるんではないですか。その辺はどのように思いますか。

菅原財務専門部会長 これまでの協議の中でいろいろ議論をされてまいりましたが、河 北町を除く5町は既にこの地籍調査全部終わりまして、新しい地籍の面積で課税をし ております。残ったのが河北町と石巻市というふうなことでございまして、できるこ とならば、議論の経過を申し上げますと河北町においては終った時点で課税をすべきというふうなお話もございました。その中で、石巻市はあまりにも遅いんじゃないかというふうなお話もございまして、いろいろ協議の中で10年間を詰めるというふうな結果になったわけでございます。課税の時期は、それぞれ今後平成18年、平成21年、平成24年と続くわけですけれども、調査が終ったあとに調査結果の縦覧あるいは法務局への登記というふうなことでおおよそ2年ぐらいの時間を要するというふうなことですので、時間的に考えますと河北町は平成18年は無理なのかなと。ですから平成21年。ただ、石巻市についてはこれまで82%の面積終っていますので、その終った部分について課税をすべきなのかどうかということも検討するというふうなことでございます。ただ、82%終ってあとの18%なんですが、これは市内の中心部に入ってきてまして相当境界確認等々で時間を要するというのが実態でございますので、そのような経過になっております。

土井議長 よろしいですか。

髙橋(公)委員 はい。

土井議長 そのほかございませんか。

(佐藤(健)委員 挙手)

土井議長 はい、北上町長の佐藤(健)委員。

佐藤(健)委員 私からはお願いですね。うちの方ではもうとっくに終って課税してございますが、今石巻市はやはり市内の分が大変面倒だと思うんですが、うちの方はあのとおり山が大分ありまして、山の面積でも少ないところで1.5倍から上の方は10倍くらいの面積増えてございます。その点のことを踏まえまして、早くこれを国土調査しませんとやはりうんと不公平になるのかなという思いであります。やはり私も議員の方々からいろいろ一般質問等々出ましたけれども、本当に8倍も10倍も増えているところは大変なものですから、特に山は二東三文でございますので、その点も踏まえまして税務係の方はひとつ迅速にお願いしたいと思います。

以上です。

土井議長 はい、分かりました。そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、本件については次回まで継続協議とすることとしてよろ しいでしょうか。 (「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは、協議第14号の2は継続協議といたします。

ちょっと10分ほど休憩をしたいと思います。

10時30分再開ということでお願いをいたします。

午前10時22分休憩

午前10時30分開議

土井議長 それでは、引き続き会議をはじめさせていただきます。

・協議第49号の1 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について(その2)

土井議長 次に、協議第49号の1 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13) について(その2)を議題といたします。

事務局から説明をさせます。

鈴木計画・調整担当次長 それでは、協議第49号の1 社会・児童福祉事業の取扱い(協 定項目25-13) について(その2) を御説明申し上げます。

こちらにつきましては、1市5町で御確認を頂戴いたしました調整方針と同じ内容で 提案させていただいている関係上、検証結果表には資料はございません。本体資料 147ページをお開きいただけますでしょうか。

最初に提案理由から御説明したいと思いますので、158ページをお開きいただけますでしょうか。提案理由でございますが、社会・児童福祉事業のうち児童福祉事業につきましては、1市6町において法令に基づく事務事業だけではなく、多くの市町単独事業も実施しサービスを提供してございます。合併に際しましては、住民サービスが低下しないよう調整することはもとより、新市の財政事情等も考慮する必要があり、特に各市町の単独事業についてはこれまでの経緯や地域事情も含めて検討することが適当だと考えられます。また、少子・高齢化の進展は1市6町にとっても例外ではなく、新市においても次世代を担う子どもたちの健全な育成と福祉の増進を図るため、平成16年度において「次世代育成支援計画」を策定する予定となってございます。以上の点を踏まえまして、法令に基づく事務事業や各市町で相違のある事務事業であっても調整可能なものについては新市においても実施いたしまして、また、多額の財政負担を伴うような事務事業は合併時までに廃止することとしていますが、少子化対策

の一環として子育て支援センター事業などは新市へ引き継ぎ、子育て環境の充実を図ることを調整方針としてございます。基本的には、1市5町の調整方針を採用させていただいてございますけども、幹事会まで、河北町も含めまして調整方針を検討させていただきまして、本日147ページに戻っていただきまして、ここにお示している内容で提案させていただいてるものでございます。

社会・児童福祉事業の取扱いのうち、児童福祉事業については次のとおりとする。 1 放課後児童対策事業(児童クラブ事業)については現行のとおり引き継ぐが、新市において利用形態、事業未実施地域の取扱いなどを速やかに調整する。2子育て支援計画については、平成16年度に各市町で策定する「次世代育成支援計画」の調整を図り、合併時に統一する。3出産祝金等の支給については合併時までに廃止するが、新市の「次世代育成支援計画」の中で子育て環境の充実を図る。4子育て支援センター事業等については現行のとおり引き継ぐが、新市の「次世代育成支援計画」の中で事業未実施地域の取扱いなどを検討し、子育て環境の充実を図る。5児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当については、法令に基づく事務事業につき、現行のとおり実施する、という内容で提案させていただくものでございます。

148ページ以降には総括表を添付させていただいてございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議お願いいたします。

土井議長 ただいま事務局より説明がありましたが、本件について御質問または御意見 はございませんか。

(藤本委員 挙手)

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 うちの方で確認したのにとやかく言う気も何もございませんが、ちょっとだけ1点だけ。

この1番の児童クラブ事業、放課後の中里小学校とかで学校を開放してやっておられますし、本当に共稼ぎの親御さんには大変そういう意味では助かってるんじゃないかなとは思いますが、その中で、事業未実施地域の取扱いを速やかにとあるんですが、これは要はやってないところで親御さんに対してアンケート調査してこのようなことをやってるんですがなどするのかどうか。未実施のところの調査をするということは、そのようこともするのかということを1点だけ確認したいと思います。

小畑社会・児童福祉分科会長 私の方から答え申し上げます。

放課後児童クラブについては、今年度中に策定いたします次世代育成の行動計画の中に盛り込むということで、ただいま1市5町それから河北町については単独でやってございます。そのような観点から、合併いたしましたら総合計画を、当然新しい市として策定することになります。その河北町と1市5町と共同で策定した各々の行動計画の整合をとりながら、新しい総合計画で策定していきたいと考えてございます。それで、アンケートについてでございますが、石巻市の場合につきましては開設する前年度に整備いたしますが、その時点においてアンケートを保護者を対象に取ってございます。それによって、国の基準があるわけでございますけれども、30名以上の要望がある場合に開設していくというのが実情でございます。

土井議長 はい、よろしいですね。

そのほかございませんか。

(神山委員 举手)

土井議長 はい、河北町の神山委員。

神山委員 今の提案の中での調整方針の3番目について、次世代を踏まえた政策的な面であるからという申し入れを以前しているわけでございますが、本町だけがもっている出産祝金の問題についてはいろいろ内部協議もいたしまして、一応この3番の文言の中でのことを了解すると。ただし、その精神は次世代の育成支援計画の中で盛り込んでいただければ結構じゃないかという結論に達しておりますので、この場で報告させていただきたいと思います。

土井議長 はい、分かりました。

そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、本件については次回まで継続協議とすることとしてよる しいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

- **土井議長** それでは、協議第49号の1は継続協議といたします。
 - ・協議第56号 地域審議会の取扱い(協定項目6)について
- 土井議長 次に、協議第56号 地域審議会の取扱い(協定項目6)についてを議題といたします。

事務局から説明をさせます。

植松総務担当次長 それでは、一番厚い資料の163ページをお開きいただきたいと思います。

協議第56号 地域審議会の取扱い(協定項目6)について御説明申し上げます。 この案件につきましても、1市6町では新規提案ということになりますが、検証の 結果、1市5町での調整方針と同じ内容で提案するものでございます。

調整方針といたしましては、163ページの表の中にありますとおり、いわゆる合併特例法に基づきます地域審議会は設置しない。ただし、合併後速やかに旧町単位にまちづくりの推進や提言を行う(仮称)地域まちづくり委員会を設置することとし、設置に必要な条例(案)を合併時まで検討する、というものでございます。つまり、地域自治に関します制度、合併後の地域住民の意見を反映させる仕組みにつきましては、合併特例法や地域自治法の改正などによりまして様々な制度がでてきております。当地域にふさわしい、また必要と思われる仕組みを独自にこれからつくっていこうという内容の調整方針でございます。

次のページをめくっていただきますと、これからは資料になりますが、164ページにつきましては地域自治に関します各種制度の概要いわゆる地方自治法の改正、それから合併特例法等に基づきますいろんな制度の概要をまとめたものでございます。165ページからはイメージ図といたしまして、165ページの場合は地域審議会のイメージ図でございます。次の166ページはいわゆる地域自治区ということで、行政区タイプの合併後に条例で設置するタイプのイメージ図、それから167ページにつきましては、合併にかかる地域自治区と行政区タイプでございますが、合併前に関係市町の協議で設置するタイプというものでございます。次の168ページが、4番で合併特例区ということで特別地方公共団体タイプのイメージ図でございます。

ちょっと時間の関係上、詳細の比較は省略させていただきますが、これらの制度の 比較検討したのが169ページ、「地域審議会」「地域自治区」「合併特例区」の検討 結果というところに簡単にまとめてございます。一番下のところのまとめのところを 御覧いただきたいと思いますが、事務レベルでの考え方といたしましては、いずれの 制度におきましても、組織や機能面において一長一短があるというもので、現時点で それぞれの法律の適用する「地域自治組織」とすることは適切ではないということで、 当面の措置といたしましては、ちょうど真ん中から下の方に書いてございますが、既 に設置することが確認されております「総合支所」との組み合わせによりまして、次のページ以降に素案を示しておりますが、新市における地域自治組織のあり方としての仕組みを提案するものであります。なお、地方分権時代を見据えました「真の住民自治(地域自治)のあり方」につきましては、「改正地方自治法」の理念に基づき、新市においてなお検討していくものという考え方で取りまとめをしております。

ページをめくっていただきますと、170ページ以降に素案の考え方がございますが、 考え方の主なものは、1の地域自治組織の必要性の後段のところにまとめてございま すが、合併の不安解消というだけでなくて地域の活性化というねらいも兼ね備えてい くと。それから、行政と住民が一体となった協働のまちづくりを推進すること、これ らにも配慮した仕組みを構築していこうというのが基本的な考え方でございます。そ れから、大きな2番のところには5つの視点で基本的な考え方をまとめたものでござ いますが、⑤のところで、設置する区域につきましては、「河北町・雄勝町・河南町・ 桃生町・北上町・牡鹿町」の単位で設置するというものでございます。期間につきま しては、その一番下の(2)に書いてございますが、概ね10年間とすると。ただし、先 程地方自治法の理念の見直しにもありましたが、5年を目途にそれまでの成果の検証 を行いまして、必要に応じた見直しを行っていこうというものでございます。171ペ ージのイメージ図のところで、地域自治組織の素案のイメージを書いておりますが、 「総合支所」と「(仮称)地域まちづくり委員会」からなる地域自治組織というもの をイメージしております。これらがお互い連携し合って地域振興と合併時の不安解消 にあたるという内容のものでございます。なお、171ページの大きな3番には総合支 所の主な機能、支所長の位置づけ、それから次のページをめくっていただきますと、 172ページには4番として地域委員会の役割等をここに記述してございます。それか ら、173ページには総合支所の予算についてという考え方をまとめておりますが、今 後この素案をもとに条例の具体案などを御提案申し上げ御協議いただくこととして おります。

なお、次の174ページ以降につきましては先程申し上げました4つの制度の比較表 を添付してございますので、後程御参照願います。

以上で説明を終わりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

土井議長 ただいま事務局より説明がありましたが、本件について御質問または御意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、本件については次回まで継続協議とすることとしてよろ しいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

- 土井議長 それでは、協議第56号は継続協議といたします。
 - ・協議第57号 一部事務組合等の取扱い(協定項目14)について
- 土井議長 次に、協議第57号 一部事務組合等の取扱い(協定項目14) についてを議題 といたします。

事務局より説明をさせます。

植松総務担当次長 それでは、本体の厚い資料の182ページをお開きいただきたいと思います。

併せまして、この項目につきましては検証結果表がございますので、別冊の検証結果表の40ページも併せてお開きいただきたいと思います。

はじめに、検証結果表の方で内容を御説明させていただきますので結果表の40ページを御覧いただきたいと思います。

これは1市5町で確認なっている項目と、今回1市6町の協議会で修正という形で比較した表でございます。まず、1番目の一部事務組合につきましては、今回河北町の関係といたしまして1市6町の方を御覧いただきたいと思いますが、(2)の河北地区衛生処理組合については、合併の日の前日をもって廃止し、新市の事務として行う、ということで、(2)のところを改めて記述させていただきましたが、これはすべての組合の構成市町が今回合併団体となるということで、左側の表から右側の表に項目が変更なります。(3)、(4)はこの関係で番号の繰り下げということになります。それから、大きな2番で共同設置による機関についても変更がございます。河北町の復帰によりまして期日が変わります。これは(2)のところでございまして、右側の方を御覧いただきたいと思いますが、アンダーラインのところ、これは河北町・北上町の教育委員会と社会教育委員、それから文化財保護委員会についての期日でございますが、合併の日の前日をもって当該機関を廃止し、新市の事務として行う、という形になります。ページをめくっていただきますと41ページでございますが、大きな3番の事務の委託ということで、これも河北町の復帰によりまして期日が変わりました。前の(1)、(2)が今度は合体なりまして公平委員会及び北上町の学校給食に関する事務の

委託については、合併の日の前日をもって当該事務委託を廃止し、新市の事務として 行う、という内容のものでございます。4番の公社の扱いにつきましては、1市5町 の調整方針のとおりでございます。

このような検証結果で今回新規として御提案申し上げますので、もう一度本体の182、183ページをお開きいただきたいと思います。先程の変更点は182、183ページでアンダーラインを引いたところが1市5町との変更点になります。

それでは、ちょっとあとからになりましたがこれの提案理由の方を御説明させていただきますので、192ページをお開きいただきたいと思います。

192ページの方に、1番、提案理由というのがございます。ここにもアンダーライ ンを引いてある部分を中心に読ませていただきますが。ちょうど3段目のところから なります。一部事務組合等の取扱いについては、地域住民の生活に影響を与えないこ とを原則とします。新市においても加入する一部事務組合は、石巻地区広域行政事務 組合及び石巻地方広域水道企業団など8組合のうち6組合となりますが、その加入手 続きについては、合併前に脱退し、新市で加入する手続きと、継続して加入すること を前提に合併後に新市において加入する手続きがありますので、これらの手続きにつ いて関係市町村及び関係機関との協議を踏まえ、合併時までに調整することを基本と した調整方針を提案するものでございます。なお、石巻地域1市5町合併協議会の「一 部事務組合等の取扱い」の確認に際しまして、石巻地区広域行政事務組合の改革を進 めるということで、次のような附帯意見があり承認されておりますので、これらにつ いては、新市において同組合に対し要望することといたします。①として、事務経費 の負担割合の見直し。②で議員定数の見直し。③で事務事業及び組織の見直し。これ らについて提案理由の中で触れさせていただきたいと思います。それから、また一部 事務組合のうち河北地区衛生処理組合、非常勤消防団員補償報償組合並びに共同設置 による機関及び事務の委託につきましては、新市の事務として取扱うことになります。 それから、大きな2番以降、一部事務組合の留意点、それから一部事務組合等の概要、 それらの資料を参考として、それから先進事例、各種法令の資料をお付けしておりま す。なお、ちょっと説明とばしてしまいましたが、もう一度前に戻っていただきまし て189ページの調整内容総括表のところを御覧いただきたいと思います。189ページの 右側になりますが、一部事務組合のところで宮城県市町村職員退職手当組合のところ で、先程の調整方針に具体の項目を盛り込んでおります。退職手当組合につきまして

ですが、石巻市は退職手当組合に平成16年度中に加入するものとするというところが具体の調整方針に入ってございます。

以上で一部事務組合等の取扱いについての説明を終わらせていただきますので、よ ろしくお願いしたいと思います。

土井議長 ただいま事務局より説明がありましたが、本件について御質問または御意見 はございませんか。

(千葉(貞)委員 挙手)

土井議長 はい、河北町の千葉(貞)委員。

- 千葉(貞)委員 ただいま御提案いただいております調整方針の3番、市町村職員退職 手当組合に対する考えでございますけれども、平成16年度中に加入するとありますけ れども、その見とおしがどうなのか伺っておきたいと思います。
- 土井議長 鋭意、ぜひ加入をさせていただきたいということでお願いしております。こちらの地域からは、雄勝町の町長で、この会の山下(壽)副会長が退手組合の監査委員という役員になっておるものですから、山下(壽)委員のお力添えを借りながらやっております。非常に感触はいいと思っておりますが。

よろしいですか、今のお話。

千葉(貞)委員 はい。

(木村委員 举手)

土井議長 はい、牡鹿町の木村委員。

木村委員 念願の退職組合、石巻市の加入を心から歓迎をするものでありますが、ただ その負担金等々は当然分割なりあるいは合併後に支払っていくんだろうと私は思います。これもやむを得ないのかなとは思いますが、その辺を石巻市議会議長、石巻市 代表の方々は心していただきたいなと思います。

土井議長 御意見としてお聞きさせてもらってよろしいですね。

木村委員 はい。

(藤本委員 举手)

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 1点だけお聞きします。

河北町の衛生処理組合、解散、廃止なります。それで、前にクリーンセンター、ご み焼き場ありましてそのときの働いてる職員の方々は広域の方に、矢本町にあったの が移るとかというのは聞いてて、移ったかどうかは分かりませんが、そのような話は聞いてたんですが、今でも雄勝町から来ますとごみの収集車に衛生組合の名前書いてあってそれで収集しております。その方々の身分は、町の職員なのかそれとも一部事務組合の職員なのか。要は、廃止なったときに一部事務組合の職員だった場合にはいるいろとまた待遇の面でちょっと大変なことありますので、その辺のところだけ確認しておきたいと思います。

植松総務担当次長 お答えいたします。

現在、3町で構成してます組合でございますので、これがそっくり今回新たな市になりますので、基本的には新市の職員に引き継がれるという手続きになろうかと思います。まだ、具体にはそこまでまだ詰めておりませんが、基本的な考え方としてはそういうふうになろうかと思いますので。

藤本委員 町の職員でないということは新規採用という形になるわけですね。

植松総務担当次長 はい、一部事務組合のプロパーの職員の方になろうかと思いますので、その方につきましても何らかの形で新しい市の職員に引き継がれるものなのか、その辺は今の雇用形態がどうなっているのかも併せまして詰めさせていただきたいと思いますので。

藤本委員 場合によっては問題にもなりますので、よく検討してください。

植松総務担当次長 はい、分かりました。

(太田委員 举手)

土井議長 はい、河北町長の太田委員。

太田委員 この3町の河北地区衛生処理組合の関連でございますが、3町で河北町に最終処分を設置しております。このとき、地元の協定書の中で3町分のごみを将来処分していくんだという1項目を入れているわけですが、今後石巻市と一緒になった場合の考え方を伺っておきたいと思います。

土井議長 事務局長から説明をさせていただきます。

木村事務局長 処分につきましては、当面は現行のとおり対応せざるを得ないものと考えております。ただ、今後この分につきましては調整あるいは詰めなくてはならない 案件と思いますので、若干時間をいただければと思います。

土井議長 よろしいですね。

太田委員はい。

土井議長 そのとおりだと思います。

そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、本件については次回まで継続協議とすることとしてよろ しいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

- 土井議長 それでは、協議第57号は継続協議といたします。
 - ・協議第58号 使用料・手数料の取扱い(協定項目15)について
- 土井議長 次に、協議第58号 使用料・手数料の取扱い(協定項目15) についてを議題 といたします。

事務局から説明をさせます。

鈴木計画・調整担当次長 それでは、協議会資料の207ページをお開きいただけますでしょうか。それから、あわせまして検証結果表の44ページもお開きいただけますでしょうか。検証結果の表には、使用料・手数料の追加の項目のみ添付させていただいてございます。44ページにつきましては追加の項目のみ表記させていただいてございます。

それでは、本体資料の207ページに目を移していただきまして、協議第58号 使用料・手数料の取扱い (協定項目15) の調整方針につきまして御説明させていただきたいと思います。使用料・手数料でございますけれども、1市6町におきましては、公の施設・上下水道など各種公共施設の利用にかかる使用料、あるいは道路・河川の占用料、保育料、事業料など様々な使用料がございます。数といたしましては、使用料は1市6町で73項目ございます。また、手数料につきましても証明書交付手数料、閲覧手数料など各種の手数料がございまして、1市6町では手数料201項目ございます。非常にこのように数が多ございます。そういった中で使用料、特に施設使用料につきましては、施設の内容及び建設年度が異なることから差異がございます。手数料については、一部を除き差異は少ない状況にございます。使用料を先程73項目とお話させていただきましたが、1市5町時代70項目でございました。3項目増えてございます。うち2項目は河北町のみの使用料でございまして、それを44ページに交流プラザ使用料それから町民福祉バス使用料が河北町のみの新規で2項目追加でございます。それから1項目につきましては、1市5町の際には水道事業の取扱いがまだ使用料・手数

料よりあとに提案あったものですから、水道料金分を除外してございました。今回、 水道分を盛り込んでございますのでそれも1項目足して73項目ということでござい ます。それから手数料につきまして、私1市6町で201項目とお話させていただきま したが、1市5町時代200項目でございました。1項目追加になってございます。そ れが44ページにございます診療所の事務証明書手数料でございます。ただ、この診療 所事務手数料につきましては1市5町段階におきましては2,100円という調整をさせ ていただいたんですけども、今回1,575円で提案させていただいております。その具 体のところは、恐れ入ります、厚い方の322ページお開きいただけますでしょうか。 322ページをお開きいただきますと、○診療所、2行目に事務証明書というのが御覧 いただけると思います。この事務証明書、河北町のところにのみ1,050円とあると思 います。ちょうどその下に、各種証明書1通につき北上町で2,100円というのがござ います。また、その下のその他証明書、石巻市で1,500円というものがございます。 1市5町の際にはこの北上町と石巻市をあわせまして事務証明手数料は2,100円とさ せていただいていたところなんでございますけれども、今回河北町のこの事務証明書 1,050円と3つあわせまして事務証明書に統一し1,575円とさせていただいてござい ます。これはなぜかと申しますと、こちら診療所なんでございますけども病院の方で も事務証明書というのがございまして、病院の方では1,575円で調整させていただい ております。それに今回あわさせていただいたというところでございます。参考まで に、病院の方の事務証明書手数料は316ページの下から5項目目、事務証明書1通に つきというのがございまして、その調整方針が1,575円になってございます。今回、 診療所につきましても病院との整合性を図るということで各種1,575円の手数料とい う形で提案させていただいてございます。

これが1市5町との比較内容でございますが、これらを受けまして本体の207ページに戻っていただきまして、次のような調整方針で提案させていただくものでございます。この調整方針案につきましては、1市5町で確認頂戴したのと同じ内容でございます。使用料・手数料については、新市の一体性の確保、負担の公平及び負担の適正化に配慮し、基本的な方向は次のとおりとする。1施設使用料については、施設の内容及び建設年度が異なり、またその使用料が地域に密着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については可能な限り統一する。21以外の使用料については、可能な限り統一することとする

が、必要に応じ激変緩和措置を講ずる。3事務手数料については、原則として合併時に統一する。4個別の使用料・手数料の調整の類型は概ね次のとおりとする。(1)現行のとおりとする。(2)現行のとおり統一する。これは現行も、今現在も同一の場合は実質的に今と同じということで(2)に分けてございます。(3)新市において段階的に統一する。(4)現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。(5)合併時に統一する。(合併時までに調整する)(6)合併時に廃止するあるいは合併時(まで)に廃止する、という調整類型でございます。個別の使用料・手数料の類型につきましては、本体資料の327ページ以下に1つ1つの使用料・手数料ごとにこの類型番号をふらさせていただいてございます。327ページ以降でございます。

以上で、使用料・手数料の内容につきまして説明とさせていただきたいと思います。 よろしく御審議方お願いいたします。

土井議長 ただいま事務局より説明がありましたが、本件について御質問または御意見はございませんか。

(三浦委員 挙手)

- 土井議長 はい、三浦委員。
- **三浦委員** 調整方針の2、可能な限り統一することとするが、必要に応じ激変緩和措置 を講ずるとありますけれども、この激変緩和措置というのはつまり激しく変わるのを 緩和するという漢字なんですけれども、この辺ちょっと意味どういうことかというの を説明していただければ。
- **鈴木計画・調整担当次長** これは4の個別類型の(3)を意識してございまして、段階的に統一するという意味でございます。
- **三浦委員** 激変緩和というのは、何回もということでよろしいですか。
- **鈴木計画・調整担当次長** はい、そういうのも含まれております。
- **三浦委員** 分かりました。
- **土井議長** そのほかございますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、本件については次回まで継続協議とすることとしてよろ しいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは、協議第58号は継続協議といたします。

- ・協議第59号 補助金・交付金等の取扱い(協定項目17)について
- 土井議長 次に、協議第59号 補助金・交付金等の取扱い(協定項目17) についてを議 題といたします。

事務局より説明をさせます。

鈴木計画・調整担当次長 それでは、厚い資料の339ページをお開きいただけますでしょうか。

協議第59号 補助金・交付金等の取扱い(協定項目17)について御説明申し上げま す。1市6町におきましては、公益上の必要から各種団体等に対してそれぞれの趣 旨・目的に応じて補助金あるいは交付金を交付いたしまして財政支援を行ってござい ます。その数は300を越す状況になってございます。1市6町では、319項目ございま す。1市5町の段階では291項目ございました。今回、28項目追加になってございま す。そちらの追加の内容は、また別冊の検証結果表の45ページの方に個別にあげさせ ていただいてございます。検証結果表の45ページでございます。ただいま28項目追加 になったというお話をさせていただきましたけども、うち26項目は河北町のみの補助 金を追加させていただいてございます。そちらの具体の調整方針内容は、検証結果表 の45ページの石巻地域合併協議会のところに調整の具体内容を記させていただいて ございます。こちらの河北町の追加分のみが26項目ございます。それから、2項目は 新たに追加させていただいてるんでございますけども、検証結果表の46ページの 269番、木造住宅耐震改修計画等助成事業、それから270番、木造住宅耐震改修工事助 成事業、この2項目が新規で追加になってございますけども、こちらは平成16年度創 設の新たな補助金ということで、石巻市と河南町が実施しているものでございまして、 これらを追加させていただいて全体を整理させていただいてございます。

また、本体資料の339ページにお戻りいただけますでしょうか。具体の中ではこのような追加修正がございますけども、本日お示しさせていただいてる補助金・交付金の取扱いの調整方針につきましては、1市5町で確認いただきました調整方針と同じ内容でございます。読み上げさせていただきます。補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮するとともに、その目的、効果等を総合的に勘案し、合併後に速やかに統一・再編する。統一・再編に向けた基本的な方向は、次のとおりとする。1各市町で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一・再編する方向で調整する。2各市町独自の補助金・交付金等

については、従来からの経緯、実情等を踏まえ、新市全体の均衡を保つよう調整する。 3整理統合できる補助金・交付金等については、統合、廃止する方向で調整する。4 個別の補助金・交付金等の調整の類型は概ね次のとおりとする。(1)現行のとおり新市に引き継ぐ。(2)新市において段階的に統一する。(3)当面は現行のとおりとし、新市において調整する。(4)対象を新市全域に広げ実施する。(5)合併時までに調整するあるいは調整に努める。(6)合併時に廃止するあるいは合併までに廃止する、という内容で提案させていただくものでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

土井議長 ただいま事務局より説明がありましたが、本件について御質問または御意見はございませんか。

(髙橋(公)委員 挙手)

土井議長はい、髙橋(公)委員。

高橋(公)委員 この内容は、細かく次のページにあることを聞けばいいのでしょうか。 調整方針だけ読んでいただいてもちょっと分からないんですけども。

鈴木計画・調整担当次長 説明舌足らずで申し訳ございません。それで、345ページ以降には個別の補助金の現況及び調整の具体内容、それから先程申しました個別の調整類型、コード番号をふらさせていただきまして示させていただいてございます。申し訳ございませんでした。

土井議長 よろしいですね。

(髙橋(公)委員 挙手)

土井議長 はい、髙橋(公)委員。

髙橋(公)委員 384ページの177番でございます。これは場整備に関連するものでございますが、現在行っている事業に対する国、県指導のもとに行っているは場整備でございますが、それはほ場整備がはじまってから終わるまでということで県が中に入って町負担をいただきながら実施しているという内容でございますので、これ3年以内に調整するというようなことでございまして、この辺はどういう理由でございましょうか。

浅野産業専門部会長 お答えいたします。

ここに記載のとおり、現在行っている事業は当面は現行のとおり継続して行ってい くということでございます。それから今後、来年度以降になるかと思いますが、そう いうものについては新市において調整していくという考え方でございます。その時期 を3年以内としたいということでございます。

(髙橋(公)委員 挙手)

土井議長 はい、髙橋(公)委員。

髙橋(公)委員 続いて386ページでございますが、179番これもほ場整備事業でございます。これは河北町、河南町、桃生町、北上町と現在実施しているわけでございますが、実施している町村の方々皆さんお分かりだと思いますが、これも国、県、町が入って実質農家の経営体育成から将来の農業形態を構築するために町が奨励事業の一環としてやっているわけでございますが、これも事業が終わるまでという約束でやっているんですが、合併によって3年以内で調整すると書いてありますが、この辺はどのような理由でしょうか。

浅野産業専門部会長 お答えいたします。

これも同じでございまして、現在行っている事業は終了時まで引き継ぐという考え 方でございます。それから新規、来年度以降になりますが、その部分については新市 において調整していくという考え方でございます。ですから、髙橋(公)委員がおっ しゃっている河北町、河南町、桃生町、北上町でそれぞれ行っている事業については 終了時まで引き継いでいくという考え方でございます。

- 高橋(公)委員 次の387ページに、調整の具体内容として3年以内と書いてあるんですが、そこがちょっと懸念しますものですから聞いたんですが、それ関係ないんですか。
- **浅野産業専門部会長** 現在行っているものは関係ございません。ですから、来年度以降 新規で出てくるものの考え方について3年以内に調整すると。今やっている仕事はそ のまま引き継ぎますという考え方です。
- 高橋(公)委員 そうすると、この具体的な内容の欄に書いてある字句、3年以内に調整すると書いてあるのも、その下、現行どおりとするというのもこれはすべて右側の現行どおり新市に引き継ぐという解釈でよろしいですか。
- 浅野産業専門部会長 はい、そのとおりです。
- 高橋(公)委員 そうであれば、なんで3年以内ということを書いたんですか。紛らわ しいではございませんか。
- **浅野産業専門部会長** 先程申し上げましたとおり、現在行っている事業、行われている

事業については現行のとおり引き継ぐという考え方でございまして、新市において新 しく発生してくる事業については新市の中で調整していくという考え方でございま す。

高橋(公)委員 前回から、いわゆる合併前からやっていることですから、それは意味 が違うんではございませんか。そうすると、以下全部そのようなことで解釈して、以 下ありますけれども、現在やっているいわゆる平成16年度までやっているものについ ては現行どおり新市に引き継ぐと、完了時までそのとおりやるという意味ですね。

浅野産業専門部会長 はい、そのとおりです。

髙橋(公)委員 はい、分かりました。

土井議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、本件については次回まで継続協議とすることとしてよる しいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

- **土井議長** それでは、協議第59号は継続協議といたします。
 - ・協議第60号 国民健康保険事業の取扱い(協定項目20)について
- 土井議長 次に、協議第60号 国民健康保険事業の取扱い(協定項目20) についてを議題といたします。

事務局並びに生活環境専門部会長から説明をさせます。

鈴木計画・調整担当次長 それでは、厚い方の資料の427ページをお開きいただけますでしょうか。協議会資料は427ページでございます。それから、検証結果表につきましては48ページでございます。

それでは、協議第60号 国民健康保険事業の取扱い(協定項目20)について御説明します。こちら1市5町で御確認を頂戴いたしました調整方針案と修正ございまして、その検証結果もございますので、検証結果表の48ページをもとにしまして御説明させていただきたいと思います。まず、国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとするということで、1国民健康保険税の税率については、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成22年度までは不均一課税とし、平成23年度に統一する。各年度における税率については、平準化することを基本とし、大幅な負担増を避けるため、

国民健康保険事業財政調整基金等からの繰入等を考慮し、段階的に調整するとともに、 収納率を確保するため、収納体制の強化を図る、という1市5町の調整方針と同じ内 容で今回提案させていただいてございます。それから2納税義務の発生、消滅等に伴 う賦課については、現行のとおりとする。督促手数料については100円とする。それ から3納期については10期とし、このうち仮算定は4期とする。本算定については8 月1日とする、という2と3の項目につきましても1市5町と同じ調整方針で提案さ せていただいてございます。4の国民健康保険運営協議会への委員の定数につきまし ては、河北町の復帰によりまして、1市5町では19名以内とさせていただいてござい ましたけども、修正後では22名以内とし、選出方法は合併時までに調整する、という 内容で提案させていただいてございます。それから、5の国民健康保険事業財政調整 基金については、新市の国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、合併時に持 ち寄る、という1市5町確認内容と同じ内容で提案させていただいてございます。そ れから、6の貸付事業、(1)の高額療養費資金貸付事業については、河北町も含めま して、石巻市、河北町、河南町、北上町、牡鹿町の例により実施するものとし、貸付 基金は、制度の安定的運営を図るため、合併時に持ち寄る、という内容で、それから (2)の出産費資金貸付事業につきましては、基金額を明文化させていただきまして、 石巻市の例により新市においても実施するとものとし、貸付基金は1,000万円とする、 という内容で提案させていただいてございます。それから、7の出産育児一時金及び | 葬祭費の支給については、現行のとおりとする、という1市5町の確認内容で提案さ せていただいてございます。それから、49ページは総括表の調整内容でございまして、 (4)の国民健康保険運営協議会につきましては、定数を22名に修正しまして、その内 訳をお示しさせていただいてございます。それから貸付事業につきましては、まず国 民健康保険高額医療費資金貸付事業につきましては、1市5町との比較では河北町を 含めまして、石巻市、河北町、河南町、北上町、牡鹿町の例により実施するものとし、 貸付基金につきましては4,100万円から4,600万円とするという修正を施してござい ます。それから国民健康保険出産費資金貸付事業につきましては先程説明したとおり でございます。

なお、国民健康保険のシミュレーション関係につきましては部会の方から報告させ ていただきます。

松川生活環境専門部会長 それでは、協議会資料の437ページをお開き願います。それ

では、国民健康保険税率を5年間不均一にした場合の平成23年度統一年度の税額・税 率につきまして1つの例として試算を行っておりますので、1市6町における国民健 康保険税率・給付額の推移と統一試算値という参考資料を御覧いただきたいと思いま す。この資料は、1市5町合併協議会におきましても同様のものを参考資料として提 出、説明させていただいております。今回は、河北町からいただきました数値を加え まして再度試算いたしております。再試算の結果を最初に申し上げます。右側の平成 23年度の税率、税額欄になりますが、まず医療費分につきましては所得割10.3%、資 産割36.0%、均等割3万600円、平等割3万3,000円、介護分につきましては所得割 1.4%、資産割6.4%、均等割6,600円、平等割4,200円という試算結果になりました。 1市5町のときと結果的に同率、同額となっております。1市5町での説明の際も申 し上げましたが税率、税額に大きな影響を及ぼす医療費がどれだけかかるのかの見と おしを試算するのは非常に困難なことでありまして、平成23年度つまり7年後の予測 となりますので、あくまでも現段階での資産という御認識をいただきたいと思います。 この試算の前提条件といたしまして、平成15年度は決算見込み値、平成16年度は税率 改正後の数値を用い、収納率につきましては平成23年度におきまして全体で92.21% で収支見込みの試算を行っております。なお合併後、毎年の保険給付費、介護納付金 を勘案しながら、その都度再試算を行うこととなりますので、この税率は平成23年度 における確定値となるものではございません。先程も申し上げましたけれども、その 年の分も予測どおりにいかない状況でありますので、あくまでも試算値であることを お含みおきいただきたいと思います。国民健康保険税は、被保険者の方々の医療費が どれぐらいになるかにより大きく影響されます。また、国民健康保険税の収納率がよ ければ税率の上げ幅を抑えられることに繋がります。1市5町の協議会の際にも御提 言いただきました、健康づくり事業や予防事業等の推進や収納体制の強化を図ること によりまして、適正な課税による国民健康保険事業の運営を考えておりますので、御 理解を賜りたいと存じます。

最後に、右下に参考といたしまして1市6町全体での一人当たりの医療費及び保険 税額を年度ごとに掲載しております。

以上で説明を終らせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。 **土井議長** ただいま事務局並びに専門部会よりより説明がありましたが、本件について 御質問または御意見はございませんか。 (「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、本件については次回まで継続協議とすることとしてよろ しいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

- 土井議長 それでは、協議第60号は継続協議といたします。
 - ・協議第61号 病院・診療所の取扱い(協定項目25-10)について
- 土井議長 次に、協議第61号 病院・診療所の取扱い(協定項目25-10) についてを議 題といたします。

事務局から説明をさせます。

鈴木計画・調整担当次長 それでは、協議会資料439ページをお開きいただけますでしょうか。

協議第61号 病院・診療所の取扱い(協定項目25-10) について御説明申し上げます。

439ページに病院・診療所の調整方針をお示ししてございますけれども、そこに「す みやかに」という部分に下線部分がついてあろうかと思います。こちら1の調整方針 で、病院・診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、良質な医療を効 率的に提供するため、各病院・診療所における機能分担・連携等については、合併後、 石巻医療圏の医療環境の変化を見据え、こちら1市5町で確認頂戴したのは「適切な 時期に」という文言でございました。こちら今回「すみやかに」という文言に修正さ せて提案させていただいてございます。この「すみやかに」に訂正させていただきま したのは、1市5町で協議いただいた際にも「適切な時期」では時期があいまいだと いう御指摘も頂戴いたしました。それを受けまして、部会・分科会におきましても、 こちら合併後すみやかに検討を要するという理由から、今回すみやかにそのあり方を 検討するという内容で提案させていただいてございます。ただし、以降は1市5町で 確認いただいた内容と同じでございますけれども、ただし、河南町矢本町国民健康保 険病院組合公立深谷病院の取扱いについては、「一部事務組合等の取扱い」の調整方 針を踏まえることとする。それから2として、病院運営審議会については、一つの審 議会とし、合併時までに調整する。3使用料・手数料については、合併時に統一する。 ただし、特別室差額使用料については、現行のとおりとする。ということで使用料・ 手数料につきましては先程使用料手数料の項目で説明させていただいた事務証明手 数料につきまして1,575円で提案させていただいてございます。

それから病院・診療所につきましては、病院・診療所の参考資料も添付させていただいてございます。こちらは病院・診療所の平成15年決算状況見込みをお示ししているものでございますけれども、こちらは1市5町バージョンに河北町の歯科診療所分を加えさせていただいただけでございますので、個別の説明につきましては省略させていただきたいと思います。

以上、病院・診療所の取扱いにつきましてよろしく御審議をお願いしたいと思います。

土井議長 ただいま事務局より説明がありましたが、本件について御質問または御意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、本件については次回まで継続協議とすることとしてよろ しいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

- 土井議長 それでは、協議第61号は継続協議といたします。
 - ・協議第62号 保育事業の取扱い(協定項目25-14)について
- 土井議長 次に、協議第62号 保育事業の取扱い(協定項目25-14) についてを議題といたします。

事務局から説明をさせます。

鈴木計画・調整担当次長 それでは、協議会資料461ページをお開きいただきたいと思います。

協議第62号 保育事業の取扱い(協定項目25-14)についてでございます。こちらにつきましては、1市5町で確認いただいた内容と同じ内容で今回提案させていただいてございます。

調整方針といたしましては、保育事業の取扱いについては、次のとおりとするということで、まず1といたしまして、保育所の運営については、現行のとおり新市へ引き継ぐが、公立認可保育所の入所基準等、及びその他の公立保育所のあり方については新市において調整する。2番目、保育料に関することにつきましては、(1)としまして、平成17年度は現行の保育料とするが、その後、段階的に改定し、平成22年度に保育料を統一する。(2)統一される保育料基準額表については、階層区分を11階層、

年齢区分を3歳未満児、3歳児、4歳以上児とする。(3)保育料の算定時期、納付方法及び減免等については、合併時までに調整する。(4)その他の公立保育所の保育料については、そのあり方と併せて新市において調整する。3障害児保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。4一時保育事業及び延長保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐが、事業未実施地域の取扱い等は新市において調整する。なお、平成17年度は現行の保育料とし、平成18年度に保育料を統一する。5保育所地域活動事業については、現行のとおり引き継ぐが、事業未実施地域の取扱い等は新市において調整する。6保育所給食については、現行のとおり新市に引き継ぐ、というものでございます。

それから、462ページ以降につきましては調整内容総括表を添付させていただいて ございます。

以上、説明とさせていただきたいと思いますがよろしく御審議お願いいたします。 **土井議長** ただいま事務局より説明がありましたが、本件について御質問または御意見 はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、本件については次回まで継続協議とすることとしてよろ しいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

- 土井議長 それでは、協議第62号は継続協議といたします。
 - ・協議第63号 その他の福祉事業の取扱い(協定項目25 16)について
- 土井議長 次に、協議第63号 その他の福祉事業の取扱い(協定項目25-16) について を議題といたします。

事務局から説明をさせます。

鈴木計画・調整担当次長 それでは、協議会資料477ページをお開きいただけますでしょうか。

協議第63号 その他の福祉事業の取扱い (協定項目25-16) についてでございます。 こちら調整内容のところにアンダーラインが引いてございますけれども、こちらが 1 市5町で確認いただいた内容との修正個所でございます。

まず1番目は、乳幼児医療費助成事業については、河北町を加えてございます。河 北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町の例により実施する。ここに河北町という町 名を加えた修正でございます。ただし、石巻市及び牡鹿町については、助成対象を外来についても合併時に就学前まで拡大し、その助成率は合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度間で段階的に調整する。2心身障害者医療費助成事業、こちら1市5町では「重度」というのが頭についてございまして、重度心身障害者医療費助成事業でございましたけども、こちら県の要項等の改正に合わせまして文言修正してございまして、「重度」をとりまして、心身障害者医療費助成事業については、石巻市の例により実施する。3母子・父子家庭医療費助成事業については、現行のとおりとする。

以上の内容で提案させていただくものでございまして、478ページ以降につきましては総括表、提案理由、関係資料を添付させていただいてございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

土井議長 ただいま事務局より説明がありましたが、本件について御質問または御意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、本件については次回まで継続協議とすることとしてよろ しいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

- 土井議長 それでは、協議第63号は継続協議といたします。
 - ・協議第64号 上水道事業の取扱い(協定項目25-24)について
- 土井議長 次に、協議第64号 上水道事業の取扱い(協定項目25-24) についてを議題 といたします。

事務局から説明をさせます。

なお、資料につきましては、石巻地方広域水道企業団経営企画課長の方から説明を お願いします。

鈴木計画・調整担当次長 それでは、協議資料の483ページをお開きいただけますでしょうか。

協議第64号 上水道事業の取扱い (協定項目25-24) についてでございます。こちら 1 市 5 町で確認いただいた調整内容と同じ内容で提案させていただいてございます。

調整方針といたしましては、上水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1現在各構成市町で行っている上水道事業、簡易水道事業については、すべて石巻地 方広域水道企業団で共同処理することとし、加入手続き等については、関係市町との 協議を踏まえ合併時までに調整する。2料金については、合併時までに調整する、と いう内容で提案させていただいてございます。

484ページ以降は総括表、提案理由等を添付させていただいてございます。 それから、水道施設関係につきましては部会の方から説明していただきます。

田代水道企業団経営企画課長 それでは、引き続きまして参考資料に基づきまして御説 明申し上げます。大きいA3版で参考資料を配布いたしておりますが、これの1ページお開きいただきます。

これも休止前の5町+河北町ということで、内容的には現有施設はそのまま使いま すよと、それと併せまして企業団の施設基準に合わせる改良という基本的なスタンス は従前と同じでございます。それで上の欄、河北町ということで記載を申し上げまし た。まず、六本木浄水場これはろ過地の改良それから水質計器の改良等あわせまして こういった内容でしたい。2つ目の問答山ポンプ場、このほかに皿貝ポンプ場、この 2個所分でございますが、この両ポンプ場につきましては小規模テレメーターの設置、 それから残留塩素計の設置を予定をいたしております。それから、配水施設でありま す緊急時用の連絡管については、飯野川橋に現在添架されております配水管が給水支 障になった場合の石巻市側の方からのいわゆるループ管、緊急時用の連絡管を 4,500mほど新たに布設をしたいと、この3つを合わせまして河北町合計で3億 5,590万3,000円ほどの新たな施設整備費の計上ということであります。従いまして、 休止前の5町と合わせますと下の合計で48億8,736万3,000円こういう形になります。 次に、2ページお開きいただきます。これが新たに河北町が加わりますことにより ます企業団+6町の収益的収支のシミュレーションでございます。これについても、 河北町の事業収益そして事業費用これを新たにカウントし直した内容でございます。 一番下の部分で当年度純損益の欄が一番下にありますけれども、これについては休止 前の1市5町と同様に平成21年度で損失が発生をするという格好でありまして、河北 町1町が加わっても数字的には若干動いておりますけれども平成21年度からの損失 発生という分については変わりございません。

それから3ページ目、これが施設の建設改良に伴うところの収支でございます。先程申し上げました河北町3億5,000万円ほどのプラス要因につきましては、資本的支

出の建設改良費の中の特定建設改良費こういった中でカウントさせていただいております。

次に、4ページ御覧いただきます。料金の関係でございますが、料金につきまして は、合併時までに調整をするという方針があります。現在の料金体系どういう形にな っているのかなという格好の中で、4ページ一番上が企業団、二番目が河北町、これ については各口径ごとに示しております。これを具体的に分かり易い方法ということ で、実は最後の6ページの方に記載をしております。一番上の欄が13mm、20mm、25mm、 3つの段階でお示しをしました。前回休止前についても1市5町でお示しをしており ますとおり、依然として内容的な傾向については変わりございません。具体的に申し 上げますと、13mm、使用水量10トンの場合、税込みで企業団が1,291円。これは6町 すべてそれよりも今高い料金設定ということになっております。それから6町の13mm の平均使用であります18㎡を使った場合、企業団が3,097円。これもまた6町すべて これよりも高い料金設定であります。20mmこれも一応家庭用というふうになります。 これもまた、10トンそれから平均の24㎡使った場合こうありますけれども、10㎡の場 合は1,774円でこれまた13mm同様企業団が安い。ただし、24トン、24㎡使いますと企 業団4,998円、これにつきましては雄勝町、北上町、牡鹿町の3町がこれよりも現在 安い料金に比べまして、残る3町がこういう形になる。とりわけ今回河北町が加わる ことになりますと、その部分で言いますと20mmについても下がる、2つの町について は上がる。それから問題は25mmです。いわゆる業務用営業用企業関係でございます。 口径別には25mmから石巻市では200mmまでありますが、一応代表的なもので25mm。こ れまた河北町の部分を見ますと使用水量10トンとした場合、水道企業団の方がはるか に高い料金設定になります。そして70トンこれが今言いました25mmの平均使用70トン でございますので、この部分でやはり精査をしますと企業団が2万737円ということ で、河北町はじめすべての町でこれよりも企業団に合わせると上がるという状況がこ こに示されております。ですから傾向的には1市5町となんら変わらない傾向、いわ ゆる家庭用は低くなる、企業団が高い。営業用は企業団の方が高い、6町の方が安い。 こういう傾向については、この表御覧のとおり変更がないという状況でございます。 以上でございます

土井議長 ただいま事務局並びに水道企業団より説明がありましたが、本件について御質問または御意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、本件については次回まで継続協議とすることとしてよろ しいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

- 土井議長 それでは、協議第64号は継続協議といたします。
 - 協議第65号 防犯関係事業の取扱い(協定項目25 34)について
- 土井議長 次に、協議第65号 防犯関係事業の取扱い(協定項目25-34) についてを議 題といたします。

事務局から説明をさせます。

植松総務担当次長 それでは、協議第65号 防犯関係事業の取扱い(協定項目25-34) について御説明申し上げますので、本体資料の514ページをお開きいただきたいと思います。

1として、提案理由が書いてございますので後段の方から読ませていただきます。 1市6町においては、防犯協会を中心に警察との連携を図りながら、様々な防犯対策 を講じてきました。新市においても、現行の防犯協会を基幹組織と捉え、それぞれの 地域に密着した防犯活動を展開する旨の調整方針としています。

この基本的な考え方に基づきまして509ページにお戻りいただきたいと思います。 509ページに調整方針を3つの項目で掲げてございます。この内容につきましても1 市5町の調整方針をもとに河北町の分を検証したものでございます。

まず1つ目は、防犯協会についてでございますが、新市において新たに設置する。 2つ目は、防犯灯については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に設置 基準及び維持管理の統一を図る。3つ目が、河北町の防犯指導員制度並びに、ここに アンダーラインが入ってますがこれが1市5町から検証を加えた分でございます。河 北町の防犯指導員制度並びに雄勝町、桃生町及び北上町の防犯交通指導員等制度のう ち防犯指導員に係る制度は、合併時に廃止する。ただし、新たに設置する防犯協会の 組織の中に、防犯実働隊を設置する、という内容のものでございます。

次のページ以降、調整内容総括表ということで1市6町の現況それから調整の具体的内容をそれぞれ示しておりますが、1つ目の防犯協会につきましては具体の調整内容で、なお、現行の1市6町の防犯協会は支部として新市に引き継ぐものとし、組織については合併時までに調整するという内容でございます。以降につきましては調整

本文と同じでございまして、省略させていただきたいと思います。

以上で防犯関係事業の取扱いの説明を終らせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

土井議長 ただいま事務局より説明がありましたが、本件について御質問または御意見 はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、本件については次回まで継続協議とすることとしてよろ しいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

- 土井議長 それでは、協議第65号は継続協議といたします。
 - ・協議第66号 新市まちづくり計画(協定項目26)最終案について
- 土井議長 次に、協議第66号 新市まちづくり計画(協定項目26) 最終案についてを議題といたします。

事務局から説明をさせます。

鈴木計画・調整担当次長 それでは恐れ入りますが、黒い綴じ紐で別綴りになってございます新市まちづくり計画の方をお手元に準備していただけますでしょうか。できましたら綴じ紐の方をといていただきましてばらしていただけると大変助かります。綴じ紐をばらしていただきますと資料5種類出てくると思います。まず、新市まちづくり資料の計画本体でございます。それから、その下に出てくるのが新市まちづくり計画施策(事業)一覧表が出てくると思います。それから、その下に新市財政計画説明資料というのが出てくると思います。それから、その下に財政計画推計手法、それからその下に新市財政計画というものが出てくると思います。こちらできましたら綴じ紐をほどいていただきまして、資料各々ばらしていただくと説明する際大変助かります。よろしいでしょうか。

それでは、新市まちづくり計画の説明に入らせていただきます。まず、本計画のポイントにつきまして説明させていただきたいと思います。ポイントとしましては次の4点でございます。第1点目のポイントといたしましては、そもそものまちづくり計画の策定方針につきましては、1市5町でも1市6町のものを踏襲してございまして、基本的に変更していないという点でございます。ポイントの2番目といたしましては、新市の将来像、基本理念、基本方針につきましては、既に休止前の1市6町で確認さ

れた内容を1市5町でもそのまま採用しており変更する必要がないこと。またそれを戻しても同じでございます。ポイントの3、まちづくり計画に盛り込む事業についてでございますけれども、1つといたしましては、これまでの各市町のまちづくりへの取り組みは新市にもしっかりと引き継いでいく必要があること。2点目といたしましては、新市に対する住民の方々の意見、要望を十分反映させたものとすること。主に以上の2つの理由から1市5町のまちづくり計画におきましては、各市町からいただいた事業はもちろんのことまちづくり計画検討委員会から提案いただいた事業及び部会から提案いただいた事業については、構想レベルのものも含めすべて計画に盛り込んでございます。今回、河北町から提出いただきました事業につきましても同じようにすべてこの計画に盛りこませていただいております。ポイントの4番目といたしましては、従いまして、今回提案するまちづくり計画につきましては1市5町バージョンとの比較で申し上げれば河北町分を含めたことによりますケース関係、あるいは事業項目などの追加による修正ということにとどまるということでございます。

以上がまちづくり計画説明にあたってのポイントでございます。

これを踏まえまして、本体でございますけれどもページをおめくりいただきますと目次が出てまいります。第1章の序論から第4章の新市建設の基本方針の3、19ページまでの基本方針につきましては中間案で御了解いただいているものと同じ内容を掲載してございます。それと違うのは、4の土地利用及び地域構造からでございます。恐れ入ります、21ページお開きいただけますでしょうか。こちら土地利用及び地域構造を記述させていただいてございます。これは中間案にはなかったものでございまして、(1)の土地利用の方針と(2)地域構造(ゾーン整備の方向性)を整理して記述させていただいてございます。1市5町バージョンとの比較点で言えば、河北町も含めてゾーン分けをしているというものでございます。22ページに地図らしきものがありますので、そちらを御覧になっていただきたいんですけれども、河北町分につきましては下に凡例ございますけれども田園居住ゾーンという形でゾーン分けをさせていただいております。それぞれの整備方針あるいはゾーンごとの展開方針につきましては1市5町と変更ございません。

ページをおめくりいただきますと24ページ、第5章、新市の施策というものがございます。24ページから40ページにつきましては、下にございます施策体系ごとの施策、主な事業を記述しているものでございますけれども、外してもらいましたら次に出て

きます新市まちづくり計画施策(事業)一覧表をちょっと御覧になっていただけます でしょうか。こちら事業名、事業内容、市町名と書いてございます。こちら本体でい えば事業名というのが主要事業という位置づけになろうかと思います。これ御覧にな っていただきますと、教育施設整備事業という括りで、河北町から追加をいただいた 例えば二俣小学校屋内運動場大規模改造事業でありますとか、大川小学校校舎大規模 改造事業すべて教育施設整備事業の括りで入ります。何を言いたいかといいますと、 基本的に河北町からいただいた事業を追加してございますけれども、括り方、左の事 業名、教育施設整備事業とか教育環境整備事業こういった括りまでには影響してござ いません。従いまして、本体に戻りますと新市の施策自体の文章表現等につきまして も、基本的には1市5町と同じ内容で今回提案させていただいてございます。ただ、 そういった中でも、恐れ入ります本体計画書の34ページに主要事業がございます。そ こに上から4つ目に情報通信基盤の整備というものがございます。それの事業の主な 内容で、4つ目、○で公共施設IT機能強化という内容が記述されていると思います けれども、こちらは河北町のメディアシップシステム更新事業を意識して改めて追加 して盛り込んでいるものでございます。恐れ入ります、ページをおめくりいただきま して41ページお開きいただけますでしょうか。41ページは本計画書における先導事業、 目玉事業とでもいいますか、リーディングプロジェクトにつきまして記述させていた だいてございます。このリーディングプロジェクトの位置づけでございますけれども、 こちらは合併への懸念に対する対応、あるいは合併効果を先導するために取り組む必 要のある施策群。主にソフト事業につきまして、それを1つの施策括りにまとめまし てリーディングプロジェクトとして定めまして、積極的に推進すると、こう記述させ ていただきます。このリーディングプロジェクト事業自体も、1市5町で提案させた 内容とまったく同じでございますけれども、改めてポイントのみを説明させていただ きますと(2)に施策全体の基本フレームというところがございます。新市におきまし ては、あらゆる分野で市民と行政の協働が不可欠となるため、協働を推進する施策群 「協働まちづくり推進プロジェクト」を中心として、4つのそれぞれのリーディング プロジェクトを加え取り組むこととしてございます。下に図が書いてございますけれ ど、協働まちづくり推進プロジェクトを中心に据えまして右側に「人づくりプロジェ クト」「安らぎづくりプロジェクト」「産業づくりプロジェクト」「環境づくりプロ ジェクト」というプロジェクトを実施いたしまして、関係機関と連携しながら先程申

しました合併の懸念に対する対応、合併効果を先導させるというリーディングプロジェクトをここで計画に盛り込まさせていただいてございます。43ページ以降は各々人づくりプロジェクトでありますとか安らぎづくりプロジェクト、産業づくりプロジェクト、環境づくりプロジェクトの各々のプロジェクトのねらい、プロジェクトの内容についてお示ししているものでございます。

恐れ入ります、45ページをお開きいただけますでしょうか。第6章、県事業の推進についてでございます。これにつきましては、休止前段階で既に河北町分も含めました県事業について県に照会しておりましたので、今回1市6町としてその結果を掲載してございます。従いまして1市5町との比較で申し上げれば、河北町分が追加になっております。

恐れ入ります、48ページをお開きいただけますでしょうか。第7章、公共的施設の総合整備でございます。こちらにつきましては、1として公共的施設の総合整備方針、2としまして既存施設の有効活用と効率化につきまして各々方針を示させていただいておりますけども、こちらは1市5町で確認いただいた内容と同じ内容で提案させていただいております。

49ページからは財政計画でございますので、こちらは別途説明資料を準備してございますので、横の新市財政計画説明資料というのを御覧いただけますでしょうか。資料2、新市財政計画説明資料でございます。まず、新市財政計画の作成手法でございますけども、こちら1市5町バージョンと同じ手法で作成させていただいてございます。まず、一定の同一条件での合併しない場合の各市町の財政収支見込みを作成してございます。ここで改めて御注意いただきたいのは、◆の2番目に合併しない場合の各市町の財政収支見込み作成にあたっての主な前提条件・留意事項でございます。それの3、合併しない場合の各市町の財政収支見込みでございます。改めて留意点としてお話させていただければ、本試算につきましては、投資的経費に使うことができる一般財源を把握することを主眼として作成してございます。従いまして、基金の取り崩し、投資的経費に使われる国・県の補助金などを見込まない場合の一般財源ベースの試算となってございます。なお、ここでは、それぞれの市町による新たな行財政改革施策は考慮してございませんので、この試算がこのまま、合併しない場合の財政見とおしとなるものではありませんので、この点御注意お願いいたします。その下に※印、推計の前提として使っている基準値の関係なんでございますが、平成15年度決算

見込値につきましては、ここでは平成16年8月1日段階で把握した数値を使っている と示させていただいてございます。実は、1市5町段階では4月30日段階で把握した 数値で財政計画を作っておりました。要は、最新データに置換えまして今回改めて作 成させていただいております。従いまして、1市5町バージョンとその辺で数字が変 わっているものがございます。その下に、合併しない場合の各市町の財政収支見込み をお示ししてございます。河北町も含めまして1市6町大変厳しい財政状況、合併し ない場合の財政収支見込みとなってございます。これにつきましては、主な理由は次 のページおめくりいただきまして2ページにございますけども、平成16年度三位一体 改革により非常に各市町財政的に影響を受けてございます。ここで書いてある右側の 一番下、こちら単年度の1市6町の影響額でございますけども、28億430万円ほど平 成15年度と比べて落ちてございます。これは非常に大きい影響を受けておりまして、 こういったこともありまして合併しない場合の収支見込みとしては大変厳しい状況 となってございました。これらを受けまして、その下にございます新市財政計画の概 要でございますけども、これまで説明したとおり非常に新市の財政状況、合併しない 場合厳しいんでございますけども、合併にあたりましては合併によるスケールメリッ トを最大限に活かしながらも、そういった中でも住民サービスに影響を与えない範囲 で、次のような行財政改革を断行する前提で作成してございます。この新市の財政計 画につきましては大変厳しい状況なものですから、住民サービスに影響を与えない内 容で、下に掲げている新市における行財政改革項目の概要1から6までお示ししてご ざいますけども、こちらを実施するという前提で計画を作成させていただいてござい ます。その結果、一定量の投資的経費枠はなんとか確保することができました。ただ、 今後も社会経済情勢の変化によりまして地方財政の推移は先行き不透明な点も多々 ございます。従いまして、新市におきましては、この財政計画を1つの指標として活 用していただきつつも、随時、その時点での適切な修正を加えながら、健全財政を基 調とした財政運営を行っていく必要がございます、ということでございます。それで、 数字的な財政計画が、恐れ入ります、下にございますA3の新市財政計画というもの でございます。こちらに数字的なものを入れさせていただいてございます。平成17年 度を見ていただきますと、基本的には歳入、歳出ともに600億円強でございます。そ れから徐々に減っていくわけでございますけども、新市の財政規模としましては概ね 600億円前後ということができると思います。ちなみに、1市5町では550億円前後で

ございました。約50億円増加してございます。それで、こちらA3の方が新市の財政 計画の数字的なものを取りまとめたものございますけども、説明資料には3ページ以 降各々の費目ごとに個別の説明をさせていただいてございます。基本的には数字的な ものは河北町を追加していれてるものでございます。また国等の財政支援、普通交付 税の合併補正でありますとか特別交付税の補正分につきましては、河北町が再度加わ ることによりまして1市5町と比べれば数字的には増加なっておりますが、それを反 映させていただいてございます。ここで、恐縮でございますけども説明資料の5ペー ジ御覧いただけますでしょうか。繰入金でございます。うち、財政調整基金欄を見て いただきたいんですけども、こちら新市の財政計画では年度間の財政調整をさせてい ただいております。簡単に言えば、財政調整基金から繰り入れて見込んでおります平 成20年、7億2,900万円、それから平成24年まで550万円、こちらは財政調整基金から の繰り入れを見込んでおります。ということは、収支的には赤字だということでござ います。これと対比いたしまして、9ページの下をあわせて見ていただくと非常に御 理解していただけると思うんですけども、9ページの積立金のうち財政調整基金とい うのは崩すんではなくて積む方でございます。逆に言いますと、9ページの平成17年 度の4億2,600万円からありますけども、こちらにつきましては黒字分を財政調整基 金に積み立てる額ということでございます。こちら傾向としては1市5町も1市6町 も同じ傾向でございます。5ページの繰入金とあわせまして積立金の御説明もさせて いただきましたが、5ページにまた戻っていただきまして地方債でございます。地方 債のうち合併特例債、建設分でございますけども、こちらは基本的な考えは1市5町 と同じ考え方を踏襲させていただいてございまして、発行可能額の70%を計上させて いただいてございます。こちら1市6町では発行可能額、特例債施設分500億1,000万 円でございます。これは1市5町のときは435億円でございました。これの70%とい うことで、今回1市6町で350億円ほど発行を見込んでございます。1市5町時代で は304億円程度でございましたので、約45億円ほど多くみてございます。地方債は以 上のとおりでございまして、ページをおめくりいただきまして6ページの方には地方 債の発行見込み額に応じた地方債残高の推移を示させていただいてございます。それ から、次に人件費でございますけども、基本的には議員数は先程提案した内容で数字 あげさせていただいております。34名でみさせていただいてございます。それから、 特別職につきましてはここにあるとおりでございます。一般職につきましては、普通 会計ベースの職員数でございますけども、合併後11年度までの平成27年度には全国の 類似団体並みの1,136名とすると。現在、合併時普通会計職員1,696名なものですから、 11年間で560人の削減というものを財政計画上は見込んで計上させていただいており ます。それの人件費の推移はここにあるとおりでございます。それから、7ページの 物件費につきましては、合併によるスケールメリットを活かしました経費縮減目標を それぞれ設定いたしまして計上させていただくとともに、一方で新規分という形で一 定額につきましてもみさせていただいてございます。恐れ入ります、8ページ御覧い ただけますでしょうか。8ページにつきましては扶助費等でござますけども、扶助費 等につきましては社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、各々今後の高齢者人口の伸 びなどなどを反映させて増加傾向でみさせていただいてございます。それから、4の 補助費等につきましては、こちら主に一部事務組合に対する負担金でございますけど も、こちらにつきましては公債費等に連動させるとともに、また行革の一環として行 う組合運営負担金の抑制策も反映させてございます。目を移していただきまして、5 の公債費につきましては地方債発行額に応じました公債費を計上させていただいて おります。9ページの下の積立金につきましては、先程御説明させていただきました ので省略させていただきまして、ページをおめくりいただきまして10ページには各基 金の残高の推移を計上させていただいてございます。その中で、特例債活用基金につ きましては、1市5町でも1市6町でも上限額40億円なものですから同額計上させて いただいております。繰出金につきましては下水道、国保など各々今後の特別会計の 見とおしを反映させて計上させていただいております。最後の普通建設事業費でござ いますけども、ここにありますとおり新市を取り巻く財政環境につきましては大変厳 しい状況ではございますけども、新市の発展のためには一定の投資的事業量を確保す ることが必要ということで、合併特例債を活用いたしまして一定量の事業枠を確保さ せていただいております。全体的には、平成17年度から平成20年度間につきましては 年間65億円、平成21年度から平成27年度までは年間70億円という事業枠を設定させて いただいてございます。こちら1市5町の際には当初4年間60億円、その後平成21年 から65億円ということで5億円上乗せしているものでございますけども、こちらにつ きましては継続事業等の推移をベースにいたしまして、なんとかこの金額を確保した いということで計上させていただいて財政計画上も組まさせていただいております。 なお11ページ、12ページにつきましては事務事業調整結果の財政計画の反映状況につ

いて資料を添付させていただいてございます。

足早ではございましたが、説明は以上とさせていただきます。

よろしく御審議お願いいたします。

土井議長 ただいま事務局より説明がありましたが、本件について御質問または御意見はございませんか。

(髙橋(左)委員 挙手)

土井議長 はい、髙橋(左)委員。

高橋(左)委員 簡単な単純な質問でございますが、新市のまちづくり計画の事業の一覧表に、ちょっと新しい資料はいりませんけれども、各事業名ごとに概算でよろしいですからこの次まで金額を調べてきていただきたいと思っております。実は、その方が住民の説明において教育費にいくらかかってるとかというふうな、10年間で防災にいくらと簡単に説明できますので、その点ひとつ数的なものですけどもお願いします。

土井議長 事務局よろしいですか。

鈴木計画・調整担当次長 こちら個別事業というよりは事業の括りごとという理解でよるしいでしょうか。構想レベル等のものも含んでございますので、括りごとということで御意見頂戴いたします。

髙橋(左)委員 資料はいりません。

土井議長 そのほかございますか。

(神山委員 举手)

土井議長 河北町の神山委員。

神山委員 伺っておきますが、47ページの生活環境整備の主な事業の中で、河川事業の中に毎年のように災害を起こす大川地区の福地の加茂川改修の「加茂川」の名称が入っていないというのはこれは抜けたのか、本町の申し入れが欠落してるのかその辺。もしできるならば、毎年のように災害が起きている県管理河川でございますので、その点留意願いたいと思います。

鈴木計画・調整担当次長 すみません、ちょっと今資料手元にないものですから、次回 回答させていただいてよろしいでしょうか。申し訳ございません。

(若山委員 举手)

土井議長 はい、若山委員。

若山委員 普通建設事業費、合併特例債ということでございますけども、毎年平成20年

まで65億円というお金が入ってくるわけでございますが、支出の方ですね、合併は平成17年4月1日となりますと直間近ということになりますが、この事業費の入りは分かるんですが、具体的に出す事業内容についてはまだ協議できないんですか。早速、新庁舎についても考えていかなきゃならないと思うんですけども、この点1つお聞かせいただきます。

鈴木計画・調整担当次長 平成17年度の事業ということでございますでしょうか。

若山委員 毎年65億円、平成20年まで特例債使いますね。入りは分かるんですが。

鈴木計画・調整担当次長 入りというか65億円が普通建設事業の枠でございまして「出」 でございます。

若山委員 であれば、具体的にもう少し建設する事業について詳しく私は知りたいんですが。

鈴木計画・調整担当次長 実は、新市におきましてこのまちづくり計画を踏まえまして総合計画、それから実施計画を策定していくわけでございますけども、個別事業の実施年度等につきましてはその実施計画等で明らかにしていく。それから、平成17年度事業につきましては予算編成過程をつうじて明らかにしていくという形になろうかと思います。

土井議長 よろしいですか。

若山委員 それは分かるんですけど、重点的な項目があるんではないかと思うんですが、 そういうことをちょっと具体的なことはできないんですか。

土井議長 どうですか、今この町のこれがいいとか、これが重点だとかと言うわけにいかないものですから、それは新しいまちづくりをするときの課題でございまして、今ここであの事業が重点、この事業はAランク、Bランクと言うわけにはなかなかいかないと思うんです。それを理解してもらいたいと思います。

そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、本件については次回まで継続協議とすることとしてよろ しいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは、協議第66号は継続協議といたします。

(4)その他

土井議長 次に、次第の(4)その他に移ります。

ここで河北町長の太田委員から発言の申し出でがございますので。

太田委員 要望ということでお願いしたいと思います。

協議項目の16ページの消防関係なんですけれども、災害予防なり予防消防を徹底するためにぜひ年報酬でという消防団の要望がございますので、調整の時点でぜひ配慮 方をお願いしたいということでございます。お願いでございます。

土井議長 事務局、よろしいですか。

・第18回 石巻地域合併協議会の日程(案)について

日 時 : 平成16年9月 日() 時 分

土井議長 それでは、第18回協議会の日程について事務局から説明させます。

植松総務担当次長 それでは、次第案は今回付けてございませんが、一番厚い資料の次 第の方をめくっていただきますと、ページなしのところなんですが、第18回次回協議 会の日程が空欄なってございます。8月19日の事業計画の段階では9月20日の敬老の 日の午後ということにお願いしておりましたが、諸事情によりまして開催期日を9月 23日、木曜日、秋分の日の午後2時からこの会場でお願いしたいということでござい ます。

なお、主な案件につきましては、本日継続となりました25項目の協議となりますの でよろしくお願いしたいと思います。

土井議長 ただいま事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。

髙橋(左)委員 彼岸の中日ですか。私はだめです。

土井議長 今、午後の2時、昼間ではお彼岸の中日でうまくないと、夕方からだったらいいというんですが、どうですか。

(「20日でだめですか」という声あり)

土井議長 都合悪いという人いるんですね。どうですか。

髙橋(左)委員 やってもらっていいです。そのかわり欠席します。

土井議長 いいですか。23日の午後2時でよろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 それでは、第18回の協議会の日程についてはそれで決定をさせてもらいます。

6. その他

土井議長 これで、本日予定した議事は終了となりますが、委員の皆様方から何かございませんか。

(「なし」という声あり)

- **土井議長** ないようですので、これで本日の議事を終わらせていただきますが、事務局 から連絡事項がありますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。
- **司会** それでは、連絡事項でございますが、ただいま次回の開催日程が9月23日ということで決まりましたので、事務局としては改めて文書で御通知申し上げますのでよろしくお願いしたいと思います。

7. 閉会

司会 以上をもちまして本日の日程の一切を終了いたしましたので、第17回石巻地域合 併協議会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

上記会議の経過は事務局長木村耕二の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成16年10月 8日

石巻地域合併協議会

署名委員 神山 庄一郎

署名委員 大橋 邦雄